

1975年版

M.F.J.国内競技規則

総 則

付則1. ロードレース

'75・全日本選手権大会特別規則

付則2. モトクロス

'75・全日本選手権大会特別規則

付則3. トライアル

'75・チャンピオンシリーズ特別規則

付録 ('75・ 特別規則)

REGULATIONS



日本モーターサイクル協会





大地の鼓動が伝わる そんな感じが俺を駆る。

大地を、決してハイウェイとは思わない。だが、それと同じように俺をしっかり支えてくれる確かなヤツ——YOKOHAMAモトクロスタイヤ。これある限り、大地は俺のもの。安全に“生”をつづけさせてくれるより確かな足。ふんばれば 大地の鼓動が聞こえてきそう。

 **YOKOHAMA**





旅人の心を知る。

旅人は一つの場所にとどまっははいない。

たえず、未知の世界を求めている。

●こんな旅人の心がわかるのも、
ハスラーに乗る者に与えられた、
すばらしいよろこびだろう。



ハスラー-250 HUSTLER-250 SUZUKI

●最大出力22.0ps/6,500rpm ●最大トルク2.5kg-m/
5,500rpm ●変速機5段リターン式


新発売 標準現金価格¥255,000



 販売店、修理
 店、部品店
 にも取扱いあり

乗りものをつつしてはびりとりを豊かに
 2輪車・乗用車・高規格
 ボート・オートバイ
 オート・オートバイ
 深松市外高塚300
 鈴木自動車工業

★ヘルメットを正しく着用しよう
 ★空想ハンドルはやりません





大地をもっと知るための50cc。 新発売。

思いうかべてください。アノ、ゆたかな自然。大きな岩、ちいさな岩があり。流れる水、よどむ水があり。横たわる大木、うっそうとした森林がある。その自然のなかを、モーターサイクルで走りこむことができれば…。モーターサイクルを愛する者はもちろん、これからモーターサイクルを手にとろうとしている者でも、考えることではないだろうか。たとえば、あのゴロゴロした岩場を、バランスをとりながら、タイヤのグリップまで考えながら、乗りこえることができれば…。この大自然が生みだしたさまざまな地形をライダーとバイクが人車一体となってテクニックで克服することが、トライアルである。また、トライアルライディングをマスターすることは、ロードとか、オフロードのあらゆるバイクを乗りこなすための基本テクニックをマスターすることにも通ずる。●トライアル・ランのもつ様々な魅力を考え、新しく開発されたTY50。50cc車の特性をフルに生かしながら、軽量で、スリムで、ファットなタイヤを備え、しかもバランスを第一に考えた車体構成。そして低速から実力を発揮するトルクインダクション・エンジンとミッション。そのうえ、50ccという排気量が、はじめてバイクを手にとろうとしている方にも

はじめてトライアルをめざすライダーにも、スムーズに乗りこなせるという大きな魅力となります。このライダーの意志に的確に反応し、モーターサイクルの原点をしっかりとつかんだ設計。そこにはYAMAHAイズムともいえるクラフトマン・シップがスミズミまで生かされています。●TY50は、原付免許、普通免許で乗れる50cc。



TY50

単気筒・49cc

2サイクル・空冷・トルクインダクション

最高出力4.0ps/8500rpm

最大トルク0.38kg-m/6000rpm

鋼管ダブルクレードルフレーム

標準現金価格¥98,000

YAMAHA

ヤマハトライアル

ヤマハ発動機株式会社

〒438静岡市駿河区新井2500

TEL.05383(2)1111

Fine Days
on
Yamaha

資料ご希望の方は、住所・氏名・年齢・職業をご記入の上、資料請求券と郵便切手40円分を添えて広報課までお送り下さい。

M.F.J.国内競技規則〔総則〕

本国内競技規則は、国際モーターサイクリング連盟 (Federation internationale Motocycliste) (略称FIM) の国際スポーツ憲章、FIMの各競技規則を参考に作成され、日本国内のモーターサイクリングスポーツの国内規則の一部として制定された。

本国内競技規則は、各規則之行動が大別され、競技種目によって内容に差がある事項は付則に示される。



総則目次

〔1〕 MFJ国内競技規則について…4	〔8〕 配布物品……………5	〔17〕 レース……………7
〔2〕 大会公示、競技会特別規則および公式通知…4	〔9〕 賞およびポイント…5	〔18〕 レースの終了……………7
〔3〕 公認……………4	〔10〕 レース出場車輛……………5	〔19〕 入賞車の検査……………8
〔4〕 運営組織……………4	〔11〕 公道での走行禁止……………6	〔20〕 レース結果……………8
〔5〕 参加者およびライダー…4	〔12〕 器具および装備品……………6	〔21〕 レースの延期、中止 おおよびうち切り…8
〔6〕 出場申し込み……………5	〔13〕 ガソリンおよびオイル…6	〔22〕 抗議……………8
〔7〕 出場申し込み料および保険料…5	〔14〕 レース前車輛検査……………6	〔23〕 損害の補償……………8
	〔15〕 ライダーおよびレーサー の変更…6	〔24〕 競技規則の違反行為に 対する罰則…8
	〔16〕 予選……………7	

MFJ国内競技規則

総 則

[1] M. F. J国内競技規則について

M. F. J.国内競技規則は、日本国内のモーターサイクルスポーツのための規則であり、国際モーターサイクル連盟(Fédération Internationale Motocycliste—略称 F.I.M.)の国際スポーツ憲章、F. I. M. 競技規則にもとづいて作成されている。

日本モーターサイクル協会(略称M. F. J.)はF. I. M.の日本における代表機関として、モーターサイクルスポーツの国内管理、一般的モータリゼーションの振興等の目的のために本国内競技規則を制定、施行する。

I. 適用の範囲

本国内競技規則は、日本国内の全てのモーターサイクルスポーツ国内競技会に適用され、各種目の共通事項は、総則に、競技種目によって、内容に差異のある事項は、それぞれの付則に記載する。

II. 競技規則の解釈

競技会開催期間中の判定および競技規則全般の解釈は、F.I.M.国際スポーツ憲章および本国内競技規則にもとづいて、競技会審査委員会(以下審査委員会という)だけが行い審査委員会の判定および解釈を最終的なものとする

[2] 大会公示、競技会特別規則

および公式通知

- (1) 競技会はこの国内競技規則にもとづいて行なわれ、競技会の運営上、競技の細部の規則並びに指示は大会公示、競技会特別規則、および公式通知によって示される。
- (2) 大会公示(以下公示という)、競技会特別規則(以下特別規則という)および公式通知(以下すべて特別規則という)は、競技会主催(以下主催者という)が発行する。
- (3) 特別規則には次の各項が示さなければならない、
 - 1) 競技会の名称
 - 2) 主催者の名称、所在地および連絡先
 - 3) 開催日時
 - 4) 開催場所(コース)
 - 5) 競技の内容と参加者、ライダーの資格
 - 6) 出場申し込み受付場所
 - 7) 出場申し込み締切日時
 - 8) 出場料と保険料金
 - 9) クラス区分
 - 10) 出走者の定員

- 11) 賞およびその詳細
- 12) 運営組織
- 13) その他、国内競技規則に定められた事項
- (4) 競技会運営の細部に亘る規則、指示等で特別規則に記載し得なかった事項は、公式通知(Final Instruction)によって示される。

[3] 公 認

競技会はM. F. J. が許可しない限りM. F. J. 公認と称してはならない。また、M. F. J. 公認競技会の場合、主催者は競技会終了後1週間以内に、M. F. J. へその成績結果を報告しなければならない。

[4] 運 営 組 織

運営にあたっての組織の詳細は特別規則に示される。

[5] 参加者およびライダー

I. 参 加 者

- (1) インターナショナル・コマシャール・ライセンスを所有している車輛、部品およびその関連産業メーカーおよびディーラーで、「参加の申請」をおこなったもの。
- (2) M. F. J. の下部組織である地方本部に所属していて、「参加の申請」をおこなった団体および個人。

II. ラ イ ダ ー

ライダーとはM. F. J. 会員で、当該競技会に「出場申し込み」をおこなったもの。

III. ライダーの資格

- (1) 当該競技会出場申込のときに、日本に国籍(スポーツ国籍)を有する当該自動車免許証所持者で、原則として当該特別規則に示された部門に対する競技者資格のライセンスの所有者に限る。ただし、満20歳未満のものは親権者の承諾書を必要とする。
- (2) 競技種目により年齢と性別の制限が加えられる。

競 技 種 目	年齢・性別制限
ロードレース	16歳以上55歳未満の男子
モトクロス トライアル	16歳以上
耐久レース	内容によりロードレース、モトクロスに準ずる

- (3) 主催者は競技会当日、免許証とライセンスの提示を求め当日の資格を判定する。
- (4) ライダーは過去6カ月以降重大な刑法上又は道路交通法違反によって処罰された者であってはならない。
- (5) 職業選手又は職業選手として登録されたことのある者は、登録とりけし後1年以上経過した者でなければならない。
- (6) ライダーは、医師によってレース出場可能な健康体であると診断された場合、レース出場資格者、もしくはレース継続資格者としてみとめられる。

主催者は、どのライダーに対しても、指定した医師による健康診断を要求することができる。又この診断をもって最終とする。

- (7) 開催期間中、転倒等により負傷したライダーは指定医師の承認を得なければ再び出走することはできない
- 注 1) 日本国内に3カ月以上継続的に居住した外国人がその期間を証明できる書類を提出すれば、スポーツ国籍は日本にあるものとみなされる。ただし、当人が所属するF. M. N. R. の書面による承諾を必要とする。

注 2) 職業選手とは、日本小型自動車振興会所管のレースのために登録し又は登録された者、および、スタントカー、サーカス等に所属し、モーターサイクルを運転しているところを一般大衆に観せることにより得た報酬を生活のための主たる収入源とする者をいう。

[6] 出場申し込み

I. 申し込み方法

- (1) 申し込み締切日、申し込み場所、その他の詳細については当該特別規則に示される。
- (2) 申し込みは主催者より支給された「申し込み書」を用い、次の書類を添えて提出しなければならない。
- 1) 健康診断書(主催者の指示による)
 - 2) 親権者の承諾書(ただし20歳未満のもの)

II. 申し込み受け付けの条件

- (1) 主催者より支給された用紙の記載事項の全部に、指示どおり記入し、この競技規則を厳守することを誓約しなければならない。
- (2) 出場申し込みは各クラス毎になされる。
- (3) 主催者は、参加者、ライダーのいずれに対しても、その理由を明らかにすることなく申し込みを拒否、または無効とする権限を有する。

III. 定員

- (1) レース出走者数又は出場申込者数の定員は特別規則に示される。
- (2) 各クラスとも出場申込者数が10名に満たない場合は、そのクラスのレース開催を中止することがある。

IV. レーサーの登録

出場申し込み者は、「出場申し込み書」により競技会に使用するレーサーを主催者に登録しなければならない。

[7] 出場申し込み料および保険料

I. 出場料

参加者又はライダーは、出場申し込みのときに出場料を払込まなければならない。

II. 保険料

各ライダーは出場申し込みのときに個人事故保険料の支

費を主催者に払込まなければならない。

III. 保険の内容の詳細は特別規則に示される。

IV. 以上の各金額は特別規則に示される。

いったん主催者に受理された料金は一切払戻しされない

[8] 配布物品

参加賞および配布物品は主催者(大会事務局)から交付される。時期および詳細は特別規則に示される。

[9] 賞およびポイント

- I. 賞およびその詳細は特別規則に示される。
- II. チャンピオンライダーまたはチームを選ぶ目的で行なわれる競技会シリーズのポイントは次の通りである。
- 1位 15点, 2位 12点, 3位 10点, 4位 8点,
5位 6点, 6位 5点, 7位 4点, 8位 3点,
9位 2点, 10位 1点。
- III. 出走台数が20台に満たない場合、次の通り賞およびポイントを制限する。但し賞は原則として6位迄とする。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18~19台	9位迄	8~9台	4位迄
16~17台	8位迄	6~7台	3位迄
14~15台	7位迄	4~5台	2位迄
12~13台	6位迄	3台	1位のみ
10~11台	5位迄	3台未満	レース不成立

(注) 出走台数とは、そのクラスの決勝レースのスタートラインに並んだ台数をいう。但し、予選がある場合は、その総出場台数をいう。

[10] レース出場車輛(レーサー)

I. クラスの区分

各クラス区分は排気量によって原則的に次のように分けられ、特別規則に示される。

(1) ロードレース

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc
350cc	251cc	~ 350cc
500cc	351cc	~ 500cc
750cc	501cc	~ 750cc

(2) モトクロス

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	~ 50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc

500cc 251cc ~ 500cc

ただし、特別規則によって細分化又は統合、混合することもできる。

II. 総排気量の算出基準

総排気量は直径および行程をミリにて、小数点以下1位までを4捨5入により測定し、次の計算式によって算出し小数点以下を切り捨てて表示する。

なお、この際直径はクランク軸方向とその直角方向を測定し平均する。

$$\text{総排気量(cc)} = 0.7854 \times \text{直径}^2 \times \text{行程} \times 10^{-3} \times \text{気筒数}$$

III. 仕様

レース出場車輛（以下レーサーと称する）は付則に示す「改造の限度」（部門毎に定められている）と「仕様」を満し、且つ特別規則の条件を満足し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

IV. 危険な車

審査委員会が車体の強度など安全上の理由によって危険であると判断したレーサーは、理由のいかんをとわずレースに使用することはできない。

[11] 公道での走行禁止

I. 公道の走行禁止

主催者に登録された、またはそれに近い構造の車によって一般公道を走行することは一切禁止する。

II. 走行禁止の例外

主催者に登録されたレーサーであっても、車輛保安基準に適合した完全な車はその限りではない。

III. レース用ナンバー・プレートの装着禁止

車輛保安基準に適合した完全な車でも、レース・ナンバー・プレートを装着して一般公道を走行することは一切禁止する。

[12] 器具および装備品

I. ナンバー・プレート

(1) ナンバー・プレートの大きさ

ナンバー・プレートの大きさは、付則又は特別規則に



示される。

(2) 取り付け方法

1) 付則又は特別規則に示される枚数のナンバー・プレート装着しなければならない。この際、ライダー等によりかくれることなく、明瞭に見えるように取り付けなければならない。

2) 取付は丈夫な方法により確実にとりつけられ、ハリガネなど安易な方法によってはならない。

II. ヘルメット

(1) ライダーは予選、レース中を問わず、走行中は必ずヘルメットを着用しなければならない。

(2) ヘルメットは付則に定められた性能を有するもので、主催者の検査に合格したものでなければならない。
注) M. F. J. の公認したヘルメットには認証マークが貼付されている。

III. ライダーの服装

(1) ライダーの服装は競技中ライダーの身体の安全を確保し操縦技術を妨げるものであってはならない。

(2) 突出部のない革靴を着用しなければならない。

(3) 支給されたゼッケンは着用しなければならない。

[13] ガソリンおよびオイル

付則に示す。

[14] レース前車輛検査

(プリ・レース・イクザミネーション)

I. 車輛検査

(1) レーサーは競技規則にもとづいた、安全上の「レース前車輛検査」を受けなければならない。「レース前車輛検査」の時刻、および場所は特別規則に示される

(2) レーサーは、レース直前に「レース前車輛検査」の状態に保たれているかどうかのチェックを受けなければならない。

チェックの時刻および場所は特別規則に示される。

II. 使用部品の登録

ライダーは「レース前車輛検査」の時に大会事務局より支給される用紙によって、使用する部品等の銘柄、形式の登録を要求される場合がある。

[15] ライダーおよびレーサーの変更

I. ライダーの変更

ライダーの変更は原則として認められない。

(1) ただし、健康上等不可抗力な理由により競技総監督が認めた場合はこの限りではない。

(2) この場合、耐久レースを除き新たに出場するクラスの出場料、保険料等を払い込まなければならない。

(3) 又、新たに出場するライダーはその資格（公式予選等の）を満たしていなければならない。

II. レーサーの変更

- (1) ライダーは出場登録したレーサーを変更してはならない。
- (2) ただし、破損、またはその他の理由によって使用するレーサーを変更する必要がある場合は、きめられた書式にしたがってレーサーの変更申請をおこない、審査委員会がこれを認めた場合に限りレーサーの変更が認められる。
- (3) 紛争に際して、銘柄についての立証の責任は参加者側にあるものとする。

III. ライダーとレーサーの双方を変更することはできない

[16] 予 選

出場申し込み者数が多い場合等は、予選によってレース出場者を決定することがある。その詳細については特別規則に示される。(付則参照)

[17] レース

I. 走 行 中

- (1) 走行中、各ライダーは必要以外にハンドルから手を離したり、足をフットレストから離したり、外につき出したりするような危険な姿勢をとってはならない。
- (2) ライダーは、走行中故意に他のライダーの走行を妨害するような走りかたをしてはならない。
- (3) レース中、レーサーはそれ自身が持つ動力、およびライダーの筋力、または重力などの自然現象以外の方法で、走ったり、加速したりしてはならない。
- (4) レース中は、ライダーは他の人の援助を一切受けてはならない。他の人のライダーに対する援助は一切できない。他の人による援助とは、きめられた位置についている担当のメカニックおよび業務執行中の役員以外の人がレーサーに触れることをいう。
- (5) レース中、ライダーはそのレーサーにいかなる他人も同乗させてはならない。
- (6) ライダーはレース中、一切酒気をおびたり、または薬品等により故意に精神状態をつくろってはならない
- (7) 上記の項目は予選中といえども適用される。

II. レース中の合図

- (1) レース中、大会役員が次の合図用旗を示した場合、各ライダーはただちにそれに従わなければならない。
 - 1) シグナル緑又は国旗……スタート
 - 2) 赤 旗……全ライダーの走行停止
 - 3) 黄 旗
 - ① 静止……危険予告
 - ② 振る……コース上に危険あり、安全確認
 - ③ 2本の旗を振る……コース上に重大な危険あり徐行

(注) 重大な危険とは、コース上に事故車輛またはライダーの存在および役員等による事故等の処理

作業中のため、コースの全面または部分的閉塞を意味する。

- 4) 緑 旗……先に示された合図の解除
 - 5) 3本の黄色縦縞のある赤旗……コース上オイルあり
 - 6) 青 旗……追越車あり、進路をゆずれ
 - 7) 白旗または赤十字旗……コース上に救急車またはサービス車あり、又はコース上にて救急作業が行なわれている。
 - 8) ライダーのナンバーを付した黒旗……当該ライダー走行停止
 - 9) 白と黒のイチマツ模様(チェッカー・フラッグ)……レース終了(ゴールイン)
- (2) この合図用旗の使用は、役員にのみ許され、他のいかなる合図旗またはそれとまぎらわしいもの使用は一切認められない。
 - (3) 上記の合図用旗は予選中といえども使用される。

III. 停 止

- (1) レース中、または予選中といえども、コース内で停止する場合には、ライダーはただちにレーサーをコースの脇によせ、他のライダーの邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- (2) レース中、または予選中といえども、レーサーをコースの進行方向と逆に押したり、引いたりして車を移動してはならない。ただし大会役員の指示監督のある場合はこの限りではない。
- (3) 事故またはレーサーの故障などの理由によって、リタイア(中途退場)する場合は、その地点からもっとも近いコース審判係に報告し、用意してある用紙によってリタイア届けを提出しなければならない。
- (4) ライダーは、リタイア届けを提出したコース審判係にレーサーをあずけて退場しなければならない。
- (5) ライダーはこのレーサーをそのレースが終了するまでコース審判係の管理下におかななければならない。ただしそのレースに支障のない地点までレーサーを移動させることをコース審判係から指示された場合はこれに従わなければならない。

[18] レースの終了

I. レースの終了

- (1) 各レースの終了のチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち付則又は特別規則に示す時間を経過した時である。
- (2) トップ走者がチェッカーフラッグを受けたのち、そのあとにくる他のライダーは全てチェッカーフラッグを受けたのちに走行はうち切られる。

II. 優勝者、入賞者および完走者

総 則

- (1) 各レースにおける優勝者は、レースの総距離を最短時間で完走した、又は定められた、時間内に最も長い距離を走破したライダーである。
- (2) 入賞者は、チェッカーを受けた完走者の中から上位順に選ばれる。但し耐久レースの場合は付則による。
- (3) 順位は、周回数の多いものから決定され、同周回数の場合は、ゴールラインの通過順位による。
- (4) レース終了時迄にゴールラインに達しない場合は、その周回は認められない。
- (5) 完走者については付則に示す。
- (6) レース結果の順位は、次の順序により定める。
第1順序・チェッカーを受けた完走者。
第2順序・レース終了時迄にゴールラインに達しない走行中の完走者。
第3順序・完走周回数をまっとうしたのち、リタイアした者。
第4順序・上記以外のもの。

[19] 入賞車の検査

レース終了後各クラスの1位から6位までのレーサーおよび最高ラップを出したレーサーは、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。

[20] レース結果

結果および記録の公表

- (1) 参加者、ライダーは予選、およびレースに関する、不正確な、誤解を招く、早計な記録公表を彼等自身でおこなったり、他人によって公表されることを許したりしてはならない。
- (2) 審査委員会はレース終了直後、暫定結果の公表をおこなう。
- (3) レース正式結果は、競技規則にもとづいて審査され、レース終了後3時間以内に、審査委員会から公表される。
- (4) 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

[21] レースの延期、中止およびうち切り

- (1) レースは特別な理由のない限り、うち切り、中止したりされない。
- (2) 審査委員会が、特別な理由によってレースのいずれかを延期、または放棄しなければならないと判断したときに限り、レースを延期または中止することができる。
- (3) 審査委員会の決定に対して、すべての関係者はしたがわなければならない。
- (4) 特にやむを得ぬ理由によって、トップ走者がそのレースにきめられた周回数、又は時間の3分の2を完走しないうちにレースを中止した場合は、そのレースは無効となる。

- (5) トップ走者がきめられた周回数又は時間の3分の2以上を完走した場合でレースを中止した時は、審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。

[22] 抗議

- (1) 抗議しようとするときは、定められた手続によって抗議窓口申し入れをしなければならない。
- (2) 抗議手続きは、大会事務局に備付の抗議申し立て書に記載し、1項目につき、抗議保証金5,000円をそえて抗議窓口提出しなければならない。
暫定決果に対する抗議は発表後30分以内に限り受けられる。
- (3) 正式の手続きをふんで提出された抗議申し立て書だけが受付られ、審査委員会において審議される。
- (4) 審査委員会は、必要を認めた場合、証人をたて、その証言を求め、十分実情を調査したうえで裁定をくだす。
- (5) 審査委員会が下した裁定に対しては一切抗議することはできない。
- (6) 抗議が成立した場合のみ抗議保証金が返還される。
- (7) 参加者およびライダーのみが抗議申し立てができる。

[23] 損害の補償

I. レーサーの破損

- (1) ライダーは、レーサーが審査委員会によって保管されている期間をのぞきレーサーおよびその附属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- (2) 審査委員会は、レーサーを保管している期間中に、これらのレーサーがなんらかの理由によって破損した場合には、一台当たり10万円を最高限度額としてその所有者に補償する。

II. 損傷の責任

参加者、ライダーおよびメカニックなどにより、競技会開催期間中、またはその前後に起された身体およびレーサーの損害は自らが責任を負うものとする。

III. 大会役員の責任

参加者、レーサーおよびメカニックは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、もしその行為によって起きた参加者、ライダー、メカニックおよびレーサー等の損傷に対して、大会役員は一切の補償責任のないことをいう。

[24] 競技規則の違反行為に対する罰則

この競技規則一切に対する違反、ならびに申し込み、申請とどけ等の書類に虚偽の記載行為があった場合は、その理由の如何をとわずライダーの出場停止、または失格等の罰則が適用される。又その違反行為が悪質な場合は、ライセンスの停止、資格の剥奪等の罰則が適用される。

付則1.

ロードレース規則



ロードレース目次

[1]	適用の範囲	10
[2]	ロードレース	10
[3]	レース出場車輛	10
[4]	器具および装備品	12
[5]	ガソリンおよびオイル	13
[6]	公式予選	13
[7]	レース	13
[8]	レースの終了	14

MFJ国内競技規則

付則1 ロードレース規則

[1] 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全てのロード・レース競技会に適用される。

[2] ロード・レース

ロード・レースとは道路上、又は一般道路と同様に舗装された走路上で行なわれるレースであり、総則およびこの付則により管理される。

[3] レース出場車輛

レース出場車輛（以下レーサーという）は、下記の改造の限度（部門毎に定められている）と仕様をみだし、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. レーサーの排気量区分

レーサーのクラス区分は原則的に次のように分けられ、特別規則に示される。

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	～ 50cc
90cc	51cc	～ 90cc
125cc	91cc	～ 125cc
250cc	126cc	～ 250cc
350cc	251cc	～ 350cc
500cc	351cc	～ 500cc
750cc	501cc	～ 750cc

II. 改造の限度

§ 1. フォーミュラ・リブレ

車種、改造仕上げ調整ともに自由である。

ただし、危険とみなされる改造を施してはならない。チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。

尚、ライダーは車検受付に、メーカー、チューニングショップ等の製造証明書を持示しなければならない。

§ 2. セニア、エキスパート・ジュニア、ジュニア、ノビス部門

(1) 下記各項に規定されている事項を除き、機械加工又は仕上げによる修正、バランス、軽量化、減少もしくは形状の変更を行うことができる。

ただし、機械的伸長、他の物質の添加又は分子構造や金属面に変更をもたらす様な処理（焼き入れ等）および材質の変更は許されない。

(2) レーサーは、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。

(3) フレームの基本骨格は公認型式のものでなければならないが、補強等は行ってもよい。

(4) 異った機種エンジンの、フレームの組合せは認められない。

2) エンジン、フレーム以外の公認車輛の部品及び公認部品の組合せは自由である。

(5) クランクケース本体とクランクシャフト・アッセンブリーは公認型式のものでなければならない。

1) クランクウェブのバランス穴の充填は認められる

2) ユニット・コンストラクション（単体構造エンジン）の場合のクランクケース本体とは変速機部分も含まれる。

(6) 変速機の段数は6段まで認められる。

但し、変速ギヤはクランクケース及びミッションケース外に増設してはならない。

(7) 冷却方式の変更は認められない。

(8) 弁形式の変更は認められない。

(9) 燃料吸入方式の変更（フューエルインジェクターの取付等）は認められない。

(10) 気化器の個数は気筒あたり1個を限度とする。

（ダブルベンチュリーの場合は2個とみなす）

(11) レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満たしていなければならない。

1) 半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。

2) 排気量別車輛最低重量は次の通りである。

90cc(1気筒)	65kg	250cc(2気筒以上)	105kg
"(2気筒以上)	72kg	350cc(1気筒)	95kg
125cc(1気筒)	70kg	"(2気筒以上)	110kg
"(2気筒以上)	80kg	500cc	130kg
250cc(1気筒)	90kg	750cc	130kg

3) 最低重量より軽い場合には、ダミーウェイトを取付けなければならない。但し、ダミーウェイトは5kg以上は認められない。

4) ダミーウェイトは、ボルト又は溶接によりフレームに完全に固着したもので、転倒などの際に危険でないものとし、車輛検査において封印を受けなければならない。

(12) オプションパーツ

1) 下記部品は公認車輛のものを使用しなければならない。

- ・フレームの基本骨格
- ・クランクケース本体
- ・クランクシャフト・アッセンブリー

- 2) 下記部品はMF Jが公認したものでなければならない。

・ミッション・シリンダー・シリンダーヘッド

- 3) 下記部品はMF Jに市販届出申請を行ない承認されたものでなければならない。

・サスペンション

- 4) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- 5) 全ての部品は一般に市販されているものでなければならない。

但し、下記部品はこの限りでない。

- | | |
|--------|----------|
| ○シート | ○キャブレター |
| ○ハンドル | ○エアクリーナー |
| ○燃料タンク | ○チェーン |
| ○フェンダー | ○スパークプラグ |
| ○タイヤ | ○ステッブ |
| ○リム | ○マフラー |
| ○スポーク | ○カウリング |
| ○温度計 | ○回転計 |

III. 仕様

レーサーは、安全のために下記各項の全てを満たしていなければならない。

(1) 過給

過給機を取付たり、過給することは、一切認めない

(2) ブレーキ

レーサーは前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備えなければならない。

(3) リムとタイヤのサイズ

レーサーは次に示す呼称寸法以上のリムおよびタイヤを装着しなければならない。

前車輪

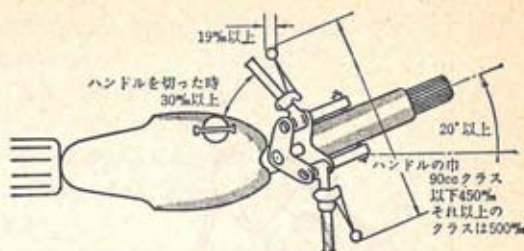
クラス	リム・サイズ	タイヤ・サイズ
50	1.20-16	2.00-16
90	1.20-16	2.00-16
125	1.50-16	2.50-16
250	1.50-16	2.50-16
350	1.60-16	2.75-16

後車輪

クラス	リム・サイズ	タイヤ・サイズ
50	1.20-16	2.00-16
90	1.20-16	2.00-16
125	1.50-16	2.50-16
250	1.60-16	2.75-16
350	1.60-16	3.00-16

(4) 車輪

- 1) タイヤのビードは、ワイヤ入りビード以外のものは認められない。
- 2) タイヤにはすべり止めの鋸などをとりつけてはな



〔第1図 ハンドルの回転角度、ハンドルの幅、ハンドルを切ったときのタンクとの間隔〕

らない。

(5) ハンドル・バー

- 1) ハンドルの端から端までの幅は500mm以上でなければならない。
- ただし、90ccクラス以下に限り450mm以上でなければならない。
- 2) 中心線または中央位置の両側に対するハンドルの回転角度は20度以上でなければならない。

(6) ハンドル・バーのクリアランス

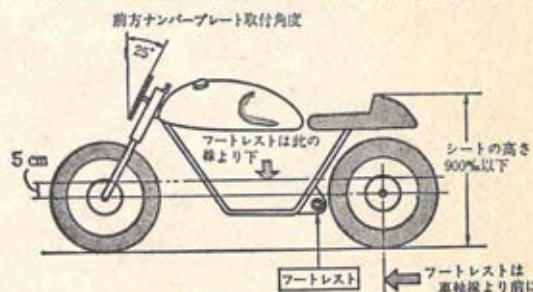
- 1) ハンドル・バーのいかなる位置においても、またいかなるその付属品をも含めて、ハンドル・バーの先端と流線形覆いとクリアランスは50mm以上でなければならない。
- 2) ハンドルを一杯に切ったとき、ライダーの指をささないように、ハンドルおよびレバーとタンクの間には最低30mmの間隔を確保するために、止め具か他の装置を必ずとりつけなければならない。

(7) クラッチとブレーキ・レバー

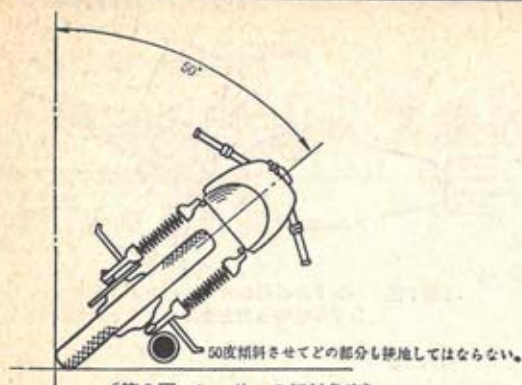
ハンドル・クラッチ・レバーおよびブレーキ・レバーはその末端が球状に作られ、その球は直径19mm以上で容易に取り外れりするものであってはならない

(8) フートレストおよびペダル

- 1) フートレストは、前後車輪の中心を通過する際の50mm上方より下側に、そして後輪の中心を通過する垂線の前側になるように取付けられ、どのコントロール・ペダルも容易に操作出来る位置になければならない。
- 2) フートレストおよびペダル類の先端の角は安全上



〔第2図 フートレストの位置〕



〔第3図 レーサーの傾斜角度〕

丸められ、とがっていないはならない。

09) レーサーの高さ

レーサーが無負荷の場合、サドルあるいはこの後方の部分が地上90mm以上の高さであってはならない。(第2図参照)

00) 排気管

すべての排気は側方に開口のない管により後方に行なわれねばならない。その排気管はレーサーの進行方向になるべく平行で、その開口部は水平方向に20度以上の傾斜があってはならない。また後輪最後端垂線より突出してはならない。排気管はほこりを立てるように排出されたり、いかなる状態でも後続車のライダーに迷惑を与えるように排出されてはならない。

余剰オイルの排出装置は排気ガス流の内に出たり、後続ライダーに迷惑を与えたりしないように作られていなければならない。

01) レーサーの傾斜角

無負荷の場合、レーサーはタイヤを除き、どの部分も接地する事なく垂線に対して50°傾斜させる事が可能でなければならない。

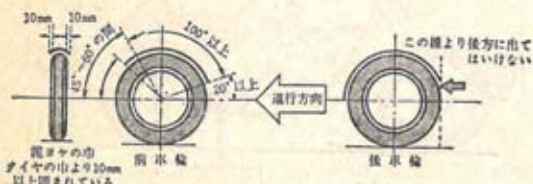
02) フェンダー

フェンダーは前後とも、とりのぞいてもかまわない。取付ける場合はFIM競技規則を標準に確実に装備しなければならない。

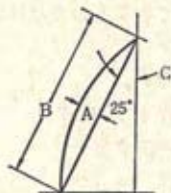
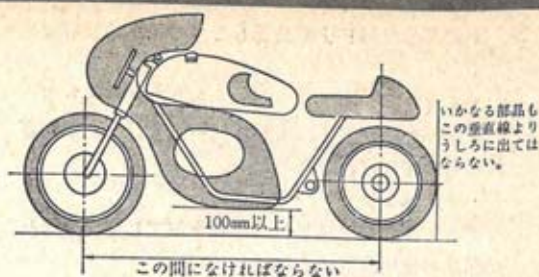
FIM競技規則は第4図に示すとおりである。

03) 取りはずさなければならないもの

ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台、チェーンケース、およびキックアームは取りはずさなければならない。



〔第4図 FIMロードレース規則によるフェンダーの角度〕



- A : 25mm以下
 - B : 230mm(ナンバーの高さ)
 - C : ナンバーの取付角度
- 〔第5図 カウリングおよびその前面の丸みと傾斜角度〕

04) 補助手段

始動および走行のための補助手段は一切作動してはならない。

05) カウリング(流線形覆い)

カウリング(流線形覆い)を使用する場合は、以下の条件をそなえたものでなければならない。

- 1) 前輪はタイヤを除いて両側より明瞭に見えなければならない。
- 2) 前後輪の車輪を通る垂線の間になければならない。
- 3) カウリング(流線形覆い)の下端と地面との間隔は100mm以上でなければならない。
- 4) ライダーは普通に乗車した状態で両前 肘部 以外は、上方、後方、両側面から見えなければならない。
- 5) 上記の適用を避けるために不透明な物質を使用することはできない。
- 6) カウリング(流線形覆い)の前端部の型状は第5図に示す範囲でなければならない。

06) 部品の最後端

いかなる部品も後輪最後端垂線よりうしろに突出してはならない。

〔4〕 器具および装備品

I. ナンバー・プレート



文字：ブロック体、高さ200mm、巾25mm

- (1) ナンバー・プレート
ナンバー・プレートは、第6図に示す大きさのものでなければならない。
- (2) 取り付け方法
ナンバー・プレートは、1枚はレーサーの前面に、前向きに、垂直から

〔第6図 ナンバープレートの大きさ〕

25度の角度をつけ(大きさは第6図の限りでない)、その他の2枚は、レーサーの両側面に垂直にとりつけられ、明瞭に見え、ライダーによって隠れてはならない。

(3) ナンバープレートの色分けは次の通りである。

ノービス部門 白地に黒文字

ジュニア部門 黄地に黒文字

エキスパートジュニア部門 緑地に白文字

セニア部門 赤地に白文字

II. ヘルメット

ヘルメットは、日本工業規格 JIS T8133の2種, U.S.A.S.I STANDARD. Z90-1-1966, 又はそれ以上の性能を有するもので、M.F.J.が公認し、主催者の検査に合格したものでなければならない。

M.F.J.の公認したヘルメットには認証マークが貼付されている。

III. ゴoggles

ゴogglesは破損した場合ガラスが鋭く割れない安全なガラスが使用されたものでなければならない。枠は柔軟なもの、又は危険でない構造のものでなければならない。

IV. ライダーの服装

(1) ライダーの服装は、競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦を妨げるものであってはならない。

(2) 皮製のレーシングスーツ、皮製の手袋、あみあげ用金具製止め具(外部に突出しているフック等)のないピットリしたレザーブーツ(あるいは着脱容易な膝までおおわれる革製脚絆)を着用しなければならない。

V. 予備部品および工具

(1) 予備部品および工具は、レーサーに確実に収納されライダーが携行してはならない。

(2) ゴム紐など予備部品、工具などをとりつけてはならない。

[5] ガソリンおよびオイル

競技会に使用できるガソリンは、レース場内における大会事務局指定の装置より供給される指定銘柄でなければならない。

レースに使用する2ストローク・エンジン用オイル混合ガソリンは給油所区域内において混合されたものでなければならない。

オイルの銘柄は指定しない。なおガソリンの詳細は特別規則に示される。

[6] 公式予選 (オフィシャル・プラクティス)

I. 公式予選の日程

(1) 公式予選は各クラス別におこなわれる。

(2) 公式予選の日程および時間は特別規則に示される。

II. 公式予選の内容

(1) すべてのライダーはレースに出場するため、かなら

ず公式予選に参加し、最終の出場資格を取得しなければならない。

(2) 公式予選においては役員によるレーサーの安全上のチェックがなされた後、一台ごとにスタートし、与えられた時間を任意に走行することができる。与えられた時間内であれば中断または再スタートすることもできる。

(3) 公式予選において走行中のライダーは常にラップタイムを測定されており、最高ラップ・タイムがはなはだしくおとるものは、たとえ定員以内であっても出場資格を与えられない。

(4) 公式予選において測定された各ライダーの最高ラップ・タイムによる特別規則に示されるレース出場台数を限度としてスタート位置が決定される。最高ラップ・タイムが同じ場合は次善のラップ・タイムによる。

(5) 各クラスの公式予選義務周回数、3周以上とする尚、最初の1ラップ目は計測されないが、周回数には算定される。

(6) 公式予選において、ライダーは義務周回数を完走しなければならない。

(7) 2種目以上に出場するライダーは、出場全種目の公式予選に出場しなければならない。

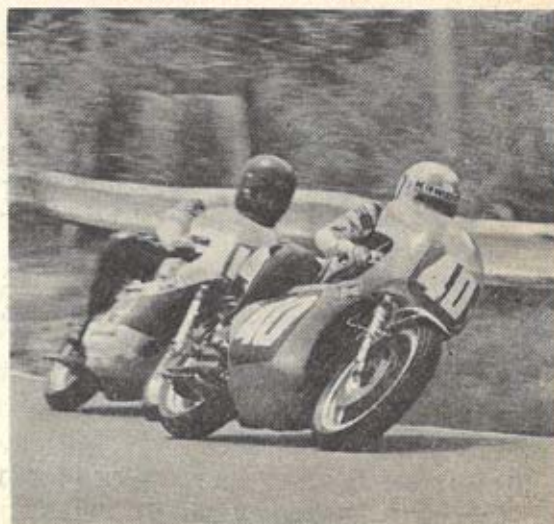
上位クラスにおいては要求されている周回数を完走しなければならない。ただし、この場合下位クラスの最低回数は1周以上とする。

[7] レース

I. スタート位置

(1) 各クラスともレースのスタート位置は、各ライダーに与えられている車番とは関係なく最高ラップ・タイムによって決定される。

(2) レースにおけるスタート位置の発表は、公式予選の



ロードレース



終了後、審査委員会がおこなう。

- (3) スタート位置の優先順位は特別規則に示される。

II. チーム

チーム参加の場合のチーム編成、チーム競技の成立等は特別規則に示す。

III. スタートまでの行動

(1) スタートまでの行動は原則として次の時間割によるスタート 約60分前 給油およびレース前車輛チェック開始、終了後ただちに待機区域に入る。待機区域コースへ誘導。

スタート	15分前	ウォーミング・アップ開始
"	5分前	スタート位置整列
"	3分前	エンジン停止
"	2分前	表示 メカニック離れる
"	1分前	表示
"	30秒前	表示
"	10秒前	表示

スタート 緑色シグナル又は国旗にて表示

- (2) 決められた時間以外にエンジンを始動させてはならない。

IV. スタート

- (1) スタートは、各クラスとも、おしげけによる同時スタートとする。
- (2) スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされたものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- (3) スタートの合図は原則としてシグナル・ランプによって行われる。特別の理由により旗によって行われることがある。

V. 走行中 総則に示す

IV. 停止 "

VII. ピット

- (1) ライダーは与えられた「ピット区画」(ピット直前)においてのみ整備、補給などを受けることができる。

(2) ライダーは2名までメカニックを持つことができる。このうち「ピット区画」内でレーサーの整備などをおこなえるのは1名に限られ、他の1名のメカニックはピットから外に出ることはできない。

(3) メカニックは担当ライダーのレーサーを区画内で整備している時、またライダーに合図する時以

外はピット内にいなければならない。

(4) メカニックは担当ライダーの再スタートを手伝ってはならない。

(5) メカニックは開催期間中を通じてどの大会役員の指示にもしたがわなければならない。

(6) メカニックは区画内にオイルをこぼしたり汚したりした場合は たちちにきれいに掃除しておかなければならない。

(7) ライダーは割り当てられた「ピット区画」にいる時は、レーサーのエンジンを止めておかなければならない。

(8) ライダーに対するメカニックのレース中の合図は、大会役員の使用する合図用旗にまぎらわしくないものによって「ピット区画」でのみ合図を送ることができる。

(9) メカニックが守らなければならないことに違反した時は、そのメカニックの担当ライダーが責任を問われ失格となる。

(10) 上記項目は予選中においても適用される。

[8] レースの終了

I. レースの終了

各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールしたのち特別規則に示す時間を経過した時(注1)であり、チェッカーフラッグ・マーシャルが指定位置より退場した事により示される。

(注1)原則的にコースの1周を1kmにつき1分として定められる。

II. 完走者

(1) 各クラスの決められたレース時間中に、特別規則に示される完走周回数を完了しているライダーが完走者である。

(2) レース途中でリタイア届を提出したライダーでも完走周回数を完了しているライダーは完走者とみなされる。

ロードレース

'75全日本選手権大会特別規則

目次

- [1] 開催競技会の名称、
主催、日程…16
- [2] 開催場所……………17
- [3] 開催種目……………18
- [4] 競技内容……………18
- [5] タイムスケジュール…19
- [6] 参加定員……………19
- [7] 大会申込……………19
- [8] 出場料および保険料…19
- [9] 参加受理……………19
- [10] 賞およびポイント…19
- [11] 出場車輛……………20
- [12] 競技番号……………20
- [13] ライダーの服装…20
- [14] ビット割当ておよび
ビット要員…21
- [15] 出場受付……………21
- [16] 車輛検査……………21
- [17] ライダーの変更…21
- [18] レーサーの変更…21
- [19] 公式予選……………21
- [20] 決勝レース出場台数…22
- [21] スタート……………22
- [22] スタート反則……………22
- [23] レース……………23
- [24] 200マイルレース ……23
- [25] レース中の合図…23
- [26] 停車指示……………23
- [27] 棄権(リタイア)と停止 23
- [28] ビットインとビット
アウト…24
- [29] レース中の車輛修理と
ビット作業…24
- [30] ビット作業人員…24
- [31] 燃料規定と補給…24
- [32] レース終了と順位…24



'74最優秀選手・高井幾次郎(ブレイメイト・レーシング)

- [33] レース終了と順位
(200マイル) ……25
- [34] レース終了後の車輛の
保管と再検査…25
- [35] 違反に対する罰則…25
- [36] 抗議……………25
- [37] 参加者の順守事項…25
- [38] レースおよび大会の
中止…26
- [39] 本規則の違反……………26
- [40] 本規則の解釈……………26
- [41] 本規則の施行……………26
- ★ 保険……………26

'75 特別競技規則

本競技会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、国際モーターサイクル連盟（FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびにそれに準拠した本競技会特別競技規則に従い開催される

〔1〕 開催競技会の名称、主催、日程

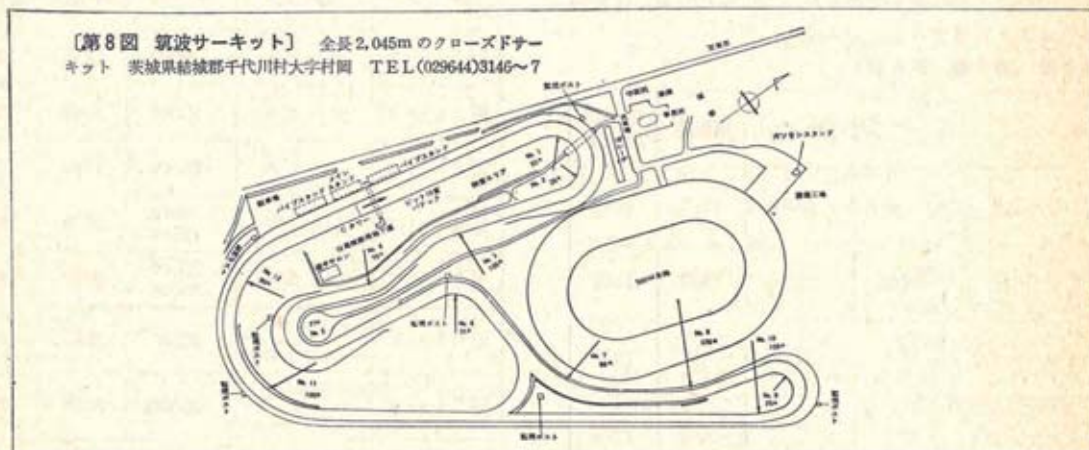
開催日	大会名称	主催	日程
3月15日(土) 16日(日)	全日本選手権シリーズ第1戦 筑波モーターサイクル(第1戦) グレートレース	日本オートスポーツセンター 東京都港区芝西久保明舟町12 ☎105 和孝第10ビル8階3号 電03(591)6056	N全クラス、J、E、J、S90 125公式予選、決勝レース、 表彰式 J250、350、E、J、S750公式 予選、決勝レース (四輪併催)
4月5日(土) 6日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 鈴鹿2&4 (2&4)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	E、J、S750公式予選 E、J、S750決勝レース (四輪併催)
4月12日(土) 13日(日)	全日本選手権シリーズ第2戦 筑波ロードレース大会(第2戦)	日本オートスポーツセンター 東京都港区芝西久保明舟町12 ☎105 和孝第10ビル8階3号 電03(591)6056	グレートレースと同じ (四輪併催)
4月28日(月) 29日(火)	全日本選手権シリーズ第3戦 鈴鹿ロードレース大会(第3戦)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	全クラス公式予選、N90、 125、J90、125決勝レース N250、J250、350、E、J、 S125、750決勝レース、表 彰式
5月24日(土) 25日(日)	全日本選手権シリーズ第4戦 筑波ロードレース大会(第4戦)	関東信越モーターサイクル協会 東京都港区港南3-3-10 ☎108 東京都軽自動車協会内 電03(472)6241	N全クラス公式予選、決勝 レース、表彰式 J、E、J、S全クラス公式予 選、決勝レース、表彰式
6月7日(土) 8日(日)	全日本選手権シリーズ第5戦 鈴鹿ロードレース大会(第5戦)	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	第3戦と同じ
7月19日(土) 20日(日)	全日本選手権シリーズ第6戦 仙台ロードレース大会(第6戦)	トレールランド菅生 宮城県柴田郡村田町大字菅生 ☎909-14 字路石6-1 電022483-3111	第4戦と同じ
8月9日(土) 10日(日)	全日本選手権シリーズ第7戦(200マイル) 鈴鹿200マイルロードレース大会	テクニカルスポーツ 三重県鈴鹿市住吉町6786 ☎513 ワールドモーター㈱内 代表 藤井璋美 電0593(78)1455	全クラス公式予選、N90、 125、E、J、S125決勝レース N125、250、J250、350決勝 レース、200マイルレース
9月13日(土) 14日(日)	全日本選手権シリーズ第8戦 筑波モーターサイクル(第8戦) グレートレース	日本オートスポーツセンター 東京都港区芝西久保明舟町12 ☎105 和孝第10ビル8階3号 電03(591)6056	グレートレースと同じ (四輪併催) 但しE、J、Sを除く
10月11日(土) 12日(日)	全日本選手権シリーズ第9戦(G・P) 第12回日本グランプリロード レース大会	日本モーターサイクル協会 東京都中央区銀座1-9-12 ☎104 大盛ビル 電03(561)8566	全クラス公式予選、N90、 250決勝レース N125、J90、125、E、J、 S125、J250、350、E、J、 S750決勝レース、表彰式

〔2〕 開催場所

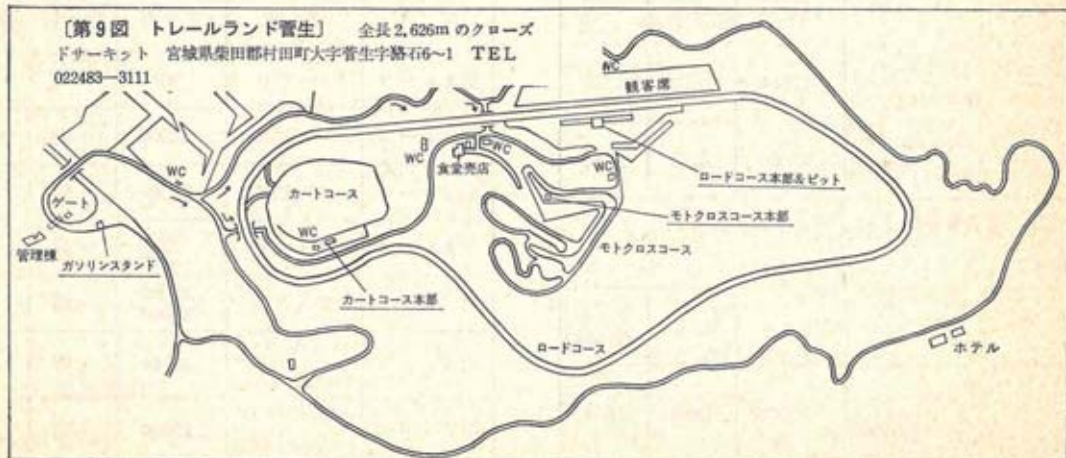
2 & 4, 第3戦, 第5戦, 200マイル, G.P



第1戦, 第2戦, 第4戦, 第8戦



第6戦



ロードレース

[3] 開催種目

全日本選手権シリーズの競技部門、クラス区分は下記の通りである。但し、フォーミュラ・リブレ(FL)には、全日本選手権タイトルはかからない。

部門 クラス	ノービス (N)	ジュニア (J)	エキスパート・ジュニア (E・J)	セニア(S) FLを含む
90cc	○	○	}	}
125cc	○	○		
250cc	○	○	}	}
350cc	—	○		
750cc	—	—		

[4] 競技内容

競技内容は下記の通りであるが、参加申込台数、天候等の都合により変更することがある。

(第1戦, 第2戦, 第8戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	12周	10周
第2レース	ノービス	125cc	14周	11周
第3レース	ノービス	250cc	16周	13周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	14周	12周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	20周	16周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	16周	13周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	25周	20周

※ 但し、第2戦はE J. S 750レースを除く。

(2 & 4)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	18周	15周

(第3戦, 第5戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	10周	8周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	12周	10周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	17周	14周

(第4戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	14周	12周
第2レース	ノービス	125cc	16周	13周
第3レース	ノービス	250cc	18周	15周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	25周	20周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	26周	21周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	25周	20周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	30周	24周

(第6戦)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	・周	・周
第2レース	ノービス	125cc	・周	・周
第3レース	ノービス	250cc	・周	・周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	・周	・周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	・周	・周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	・周	・周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	・周	・周

'75全日本選手権大会特別規則

(200マイル)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	10周	8周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第6レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL除く)	125cc	12周	10周
200マイル レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	26周	20周
			26周	20周

(G・P)

区分	部門	クラス	周回数	完走 周回数
第1レース	ノービス	90cc	8周	7周
第2レース	ノービス	125cc	10周	8周
第3レース	ノービス	250cc	13周	11周
第4レース	ジュニア	90cc 125cc	12周	10周
第5レース	ジュニア	250cc 350cc	15周	12周
第7レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	125cc	12周	10周
第8レース	エキスパート・ ジュニア セニア(FL含む)	750cc	17周	14周

[5] タイムスケジュール

タイムスケジュールの詳細は、公式通知に示される。

[6] 参加資格

- 参加者およびライダーは、1975年版MF J国内競技規則・総則[5]に合致していなければならない。
- 日本G・Pの場合、ノービス部門・ジュニア部門の参加者は、1974年～1975年にかけてMF J公認全日本選手権シリーズロードレース大会に、下記の回数以上出走した者でなければならない。

ノービス部門 2回
ジュニア部門 1回

[7] 大会出場申込

- 申込受付期間

開始 締切

(第1戦)	2月7日(金)	2月17日(月)	消印有効
(2&4)	2月25日(火)	3月5日(水)	"
(第2戦)	3月2日(日)	3月12日(水)	"
(第3戦)	3月18日(火)	3月28日(金)	"
(第4戦)	4月14日(月)	4月24日(水)	"
(第5戦)	4月27日(日)	5月7日(水)	"
(第6戦)	6月9日(月)	6月19日(木)	"
(200マイル)	6月29日(日)	7月9日(水)	"
(第8戦)	8月3日(日)	8月13日(水)	"
(G・P)	8月21日(木)	9月1日(月)	"

- 申込場所 申込場所は各主催者住所とする。

(3) 出場申込

- 各部門とも所定の申込書に必要事項を全て記入の上、出場料および保険料を添えて提出しなければならない。
- 出場申込書は、2クラス以上に出場を申込む場合は別々に1枚の申込用紙に記載しなければならない。
- 郵送の場合は現金書留とし、締切日当日の消印のある者までが有効となる。
- 締切日以後及び電話による申込みは一切受けけない。

[8] 出場料および保険料

(1) 出場料およびライダー保険料

第1, 2&4, 第2, 第3, 第4, 第5, 第6, 200マイル, 第8戦)

出場料 1クラス 5,000円

但し、200マイル(EJ・S750)のみ 6,000円

保険料 1人1口 1,500円(保険額 50万円)

(GP) 出場料 1クラス 5,000円

保険料 1人1口 3,000円(保険額 100万円)

(2) ビット要員保険料

1人1口 300円(保険額 50万円)

[9] 参加受理

- 必要事項の全てを明記した出場申込書、必要金額を大会事務局が受理した時点で、参加受理書が送られる。
- 一旦受理された出場料、保険料はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったものも同様である。
- 大会が中止された場合、参加が拒否された場合(申込者が必要な手続を怠った場合はこれにはあてはまらない)にのみ出場料、保険料が返還される。

[10] 賞およびポイント

- 次の賞が授与される

(第1戦, 2&4, 第2戦, 第4戦, 第6戦, 第8戦)

ロードレース

- ① 正賞 各部門各クラス (FLを除く) 優勝～6位
② 特別賞 ③ 参加賞

(第3戦, 第5戦, 200マイル)

- ① 正賞 各部門各クラス (原則としてFLを除く)
優勝～6位

- ② ヘルパー賞 ③ デザイン賞

- ④ 特別賞 ⑤ 参加賞

(日本GP)

- ① 正賞 各部門各クラス (FLを除く) 優勝～6位

- ② 最優秀グループ賞 ③ 最優秀選手賞

- ④ ポールポジション賞 ⑤ ヘルパー賞

- ⑥ デザイン賞 ⑦ 特別賞

- ⑧ 参加賞

(2) 賞の規定

- EJ, S混合レースの賞は総合順位で与えられる。
- 最優秀グループ賞は、MFJ公認グループでそのグループの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したグループに授与される。
- 最優秀グループ賞の得点は1位15点, 2位12点, 3位10点, 4位8点, 5位6点, 6位5点とする。

(3) 賞およびポイントの制限

出走台数が20台に満たない場合, 次の通り賞およびポイント制限される。但し, 賞は6位迄とする。セニア, エキスパート・ジュニア部門合同レースは, 合同3台以上の出走台数があれば, 完走者に部門別順位のポイントが与えられる。但し, 賞は総合順位で与えられ, 次の通り制限される。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18～19台	9位迄	8～9台	4位迄
16～17台	8位迄	6～7台	3位迄
14～15台	7位迄	4～5台	2位迄
12～13台	6位迄	3台	1位のみ
10～11台	5位迄	3台未満	レース不成立

(注) 出走台数とは, そのクラスの決勝レースのスタートラインに並んだ台数をいう。但し, 予選がある場合は, その総出場台数をいう。

(4) ポイント

全日本ランキングのためのポイントは次に示す通りである。

- 1位 15点, 2位 12点, 3位 10点, 4位 8点,
5位 6点, 6位 5点, 7位 4点, 8位 3点,
9位 2点, 10位 1点

但し, 日本G.P大会については, 上記ポイントに3点加算される。

[11] 出場車輛

レース出場車輛 (以下レーサーという) は, MFJ国内

競技規則・付則1[3]を順守しなければならない。

その他の規定

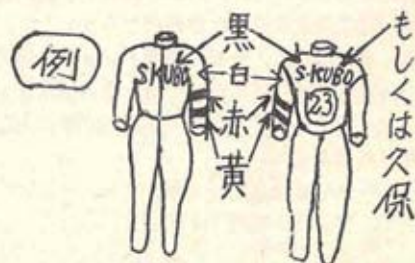
- レーサーは清潔に仕上げ, 部品等の取付けはゴムテープや針金等による取付け方法を用いてはならない。
- エンジン・ドレーン・コック・ボルト類はかならずワイヤロックを施さなければならない。
- 主要部品を部品で購入した場合は番号が打刻されていないので, 部品販売店等の販売証明を提出することが望ましい。

[12] 競技番号

- 参加車輛は競技番号を車輛の両側面及び前面に取付けなければならない。プレートは, 付則1[4]による。
- ナンバーは, 主催者によって定められ, ナンバーに対する特別な要求は, 受付けられない。主催者から特に指示がない場合は書面で書体を入れなければならない。
- 競技番号は公式通知と共に参加受理書に番号が示され, 車輛検査までに指定された書体及び色で書込む事。
- セニア, エキスパート・ジュニア部門のライダーには付則に示す通り番号が割当てられ, 今年度の全大会を通して使用される。
- 競技ナンバーおよび識別マークの状態は, 車輛検査と同時に検査委員によって点検され, コース委員, 計時委員などが判読しにくいと判断したものに対しては修正が要求される。
- 競技中, 競技番号, 配布されたゼッケンを装着せず, に走行した場合, また, 間違ったナンバーを装着して走行した場合, 罰則が適用される。

[13] ライダーの服装

- ライダーの服装, ヘルメットおよびゴーグル等は, 付則1[4]による。
- レーシングスーツの色については自由であるが3色以上にするのが望ましい。
- レーシングスーツには, ライダー名を前後にゼッケンNo.の上に記入しなければならない。
- 配布されたゼッケンは必ず着用しなければならない。



[第10図] スーツにライダー名を入れる

〔14〕 ピット割当ておよびピット要員

- (1) 各ピット使用は、公式予選の場合は車検の受付の際にピット使用公示板に記入、予選5分前より使用出来る。予選終了後はすみやかにパドック内に退去するものとする。決勝レースにはもっとも予選の早かったものからピット番号の若い順に割当て。
- (2) ピット要員（ライダー・メカニック・責任者などを含む）はMFJ会員でなければならない。またその数は、参加車輛1台につき4名以内とする。
責任者はピット要員の氏名、住所を所定の書式によって登録しなければならない。
パドックへ通行するための胸章又はゼッケンは、この登録された者にたいしてのみ支給する。
- (3) 参加車輛にたいする各自のサービス車は、参加車輛1台につき1台とする。参加車輛を搬入するために使用されるトレーラーや、大型トラック等は役員の指示に従い積みおろしの時以外はパドックに入ることはできない。
サービス車は、主催者により支給される通行ステッカーを貼付しなければならない。貼付されていない車輛はパドックへの通行ができない。

〔15〕 出場受付

- (1) 参加者およびライダーは、参加申込み締切り後発行される公式通知で示された出場受付に、かならず本人が出頭し、運転免許証、MFJ登録証、ライセンス、参加受理書を提出して出場資格の確認を受けなければならない。
- (2) 参加受理書および運転免許証を所持していないものは、出場が認められない。
- (3) 公安委員会により免許停止処分を受けている期間中のライダーの出場は原則として認められないが、競技会審査委員会は本人の申請に応じて、免許停止の事情を検討し、適当と認めた場合は道公法の適用を受けない区域における競技にかぎり出場許可が与えられるものとする。
- (4) MFJ競技ライセンスを提示できない者は、理由の如何を問わずペナルティ料金（500円）を支払い、更にその場でMFJ登録料、ライセンス料を支払い仮登録しなければならない。
尚、後日MFJ事務局において二重登録と判明した場合には、仮登録の料金は全額本人宛返還される。

〔16〕 車輛検査

- (1) すべての出場車輛（レーサー）は、公式通知に示された日程、タイムスケジュールにしたがって、競技規則に基いた「レース前車輛検査」を受けなければならない。
- (2) 車輛検査受付において、ライダーは、ライセンス、健康診断書および改造申告書を提示しなければならない。

尚、フォーミュラ・リブレに出場する者は、車輛製造証明書を提示しなければならない。

- (3) 「レース前車輛検査」持込台数はノービス、ジュニア部門は出場1レースにつき1台に限定、エキスパート・ジュニア、セニア部門は2台まで、フォーミュラ・リブレは持込台数を制限しない。
- (4) レース前車輛検査は、公式通知に示された車輛検査区域において行なわれる。
- (5) 参加者はレーサーとともに、日程・タイムスケジュールに示された時刻までに集合しなければならない。検査締切り時刻以後の検査は、競技会審査委員会が本人の要求に応じて遅刻の事情を検討し、適当と認めた場合以外は認められない。
- (6) 検査で規定または安全上出場が不適当と判定されたレーサーは、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- (7) 大会検査長および検査員、補給長および補給員、大会審査委員会など主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車輛検査を行なうことができる。

〔17〕 ライダーの変更

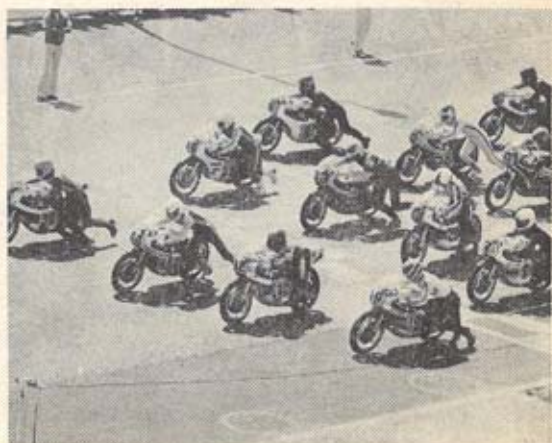
- (1) ライダーの変更は、総則〔15〕による。
- (2) 出場受付までに申請することとし、手数料5000円を添付しなければならない。

〔18〕 レーサーの変更

- (1) レーサーの変更は総則〔15〕による。
- (2) 但し、レーサー変更申請は、同部門、同クラスのレーサーに限定され、手数料5000円を添付しなければならない。
- (3) レーサーの変更は、公式予選終了後、如何なる理由があっても認められない。

〔19〕 公式予選

- (1) 出場ライダーは、公式通知の定める日程、タイムスケジュールにしたがって、かならず公式予選（オフィシャル・プラクティス）に出場しなければならない。



ロードレース

- (2) 公式予選の内容は付則1[16]による。
- (3) 参加台数が決勝出場定員に満たない場合にかぎり、大会審査委員会は、義務周回数不足あるいは、ラップ・タイムが甚だしく劣るライダーに対し、過去のレース成績を参考にしたうえで、決勝レースへの出場資格と、スタート・ポジションを決定することができる。

[20] 決勝レース出場台数(定員)

- (1) 筑波サーキットには原則として20台までとする。
- (2) 鈴鹿サーキットには原則として44台までとする。但し、2&4および200マイルレースは50台までとする。
- (3) トレールランド菅生は原則として 台までとする。
- (4) 第3戦、第5戦のなかで参加申込台数の多いクラス区分は、ヒート1、ヒート2の予選レースを行ない、トーナメント方式により上位22台ずつでヒート3決勝レースを行なうことができる。ヒート1、ヒート2の割りふりは、競技番号の奇数と偶数で配分される。競技番号の決定、およびヒート1、ヒート2予選トーナメント方式を採用するかどうかは、参加申込み締切り後、発行される公式通知によって参加者に通知される。

[21] スタート

- (1) スタート前のウォーミング・アップは、役員の指示に従い慎重に安全を確認して所定の区域内を、所定の巡回方向で走行しなければならない。
- (2) パドック内においてはウォーミング・アップ走行をすることは禁じられる。
- (3) 定められた時間以外、エンジンを始動させてはならない。
- (4) スタートまでの行動は、参加申込み締切り後発表される大会タイム・スケジュールに従わねばならないが、原則として次の時間割による。
スタート 約60分前 給油およびレース前車検

開始、終了後ただちに待機区域に入る。待機区域よりコースへ誘導。

- | | | |
|------|------|--|
| スタート | 15分前 | ウォーミング・アップ開始。 |
| " | 5分前 | スタート位置整列、エンジン停止。 |
| " | 3分前 | 表示(ボード掲示) |
| " | 2分前 | 表示 メカニック離れる(ボード掲示) |
| " | 1分前 | 表示(ボード掲示) |
| " | 10秒前 | 表示(イエロー・シグナル灯)
(但し、筑波サーキットにおいては5秒前) |
| スタート | | 表示(グリーン・シグナル灯) |

- (5) スタート2分前の表示が出されたあと、ただちにメカニック、ヘルパーは、所定のスタート区域からコース外へ退去しなければならない。違反したものは罰金が適用される。
- (6) スタートは、付則1[7]IVによる。
- (7) スタート合図は原則として、コース管理室そばの信号灯によって行なわれるが、競技総監督が日の丸(国旗)を用いることもできる。この場合は、事前のライダーズ・ミーティングによりスタート合図の方法がライダーに伝えられる。
- (8) スタートでエンジンが始動しないライダーは、審判員の指示に従って、ピットにレーサーを押し入れ、整備後、再び審判員の指示に従って、ピットから再スタートすることができる。

[22] スタート反則

- (1) スタートラインについた車輛およびライダーは、スタート用意からスタート合図がされてスタートが終るまでに出発合図の統制下であり、スタート合図がなされるまでに所定の位置から前進したり、あるいはピット要員が規制に従わなかった場合には、スタート審判員によって反則とみなされる。



- (2) スタート反則をしたライダーおよびピット要員にはレース結果に1分を加算するか、1周の減算か、または失格とされる。この場合できるだけ速やかに、ライダーのピットに通告されるが、判定に対する抗議は受け付けられない。

[23] レース

- (1) レース中の禁止行為は、総則[17]Iによる。
 (2) コースは右回りの所定の走路とし、如何なる場合でも逆方向、若しくは、規定外コースを走行してはならない。これに違反した場合は失格とする。
 (3) レースまたは予選中、グランドスタンド前直線部分では、前車を追越す目的か、後車のスリップ・ストリーミングを外す目的以外で、進路を著しく変更する事は許されない。この範囲(区間)はイエローラインが設けられたコース直線部分とする。

[24] 200マイルレース

- (1) コースインした出場車は各自ピットで燃料を給油した後、公式予選の結果決定したスタート・ポジションに車輛を整列させる。
 (2) 1ヒート目のスタート・ポジションは公式予選の成績により、2ヒート目のスタート・ポジションは1ヒート目の成績により定められる。
 (3) スタート合図は国旗(日の丸)が用いられる。3分前、2分前、1分前は掲示ボードで示し、30秒前、15秒前は場内アナウンスと国旗の保持スタイルによって示される。国旗は5秒前から徐々に上方に掲げられていき、振り下される瞬間をスタート合図とする。
 (4) スタートはエンジン始動のクラッチスタートとする。
 (5) 第1ヒート、第2ヒートともライダーは途中で1回以上ピットインしなければならない。ピットインの際ピットに用意した10ℓの燃料を完全に補給しなければならない。もし1回のピットインで10ℓ全量が補給できない時は、再度ピットインして残量の補給を終了しなければならない。補給に際して故意に燃料をこぼしたり、危険と思われる行為をしてはならない。
 (6) 等1ヒート、第2ヒート間の休憩時間、車輛は一定の場所に保管が義務づけられる。保管中の車輛に対する修理調整等の作業は次に示す手続き方法によって許される。
 1) 大会検査長あてに作業内容(交換部品等を含む)を申請する書類を提出し、ライダーが署名しなければならない。検査長の許可を得た範囲の作業が許される。
 2) 作業は保管区域内で競技役員の見守り下で行なわなければならない。作業が許されるのは当該ライダーと担当メカニック2名だけである。
 3) 許可される作業内容は原則として、第2ヒートの安



- 全確保を目的とするものに限られ、タイヤ、ホイール、ブレーキ部品、チェーン、ショックアブソーバー、ペダル、フットレスト、操作レバー類の交換が含まれる。
 4) エンジン、クラッチ、ミッション等のアッセンブリー交換は禁止されるが、部品交換は検査長の許可があれば許される。

[25] レース中の合図

- (1) レース中の合図は、総則[17]IIによる。
 (2) 赤旗の使用はコントロール・ライン上において、競技総監督、または競技総監督の命を受けた代理役員のみに限られる。

[26] 停車指示

- (1) レース続行が危険とみなされるライダー又は車両については競技総監督は、大会審査委員会の同意を得てピットインを命ずるか又は、レースから除外することができる。この決定に対する抗議は受けられない。
 (2) 天災、大事故等不慮の事態が発生した場合は、競技総監督は、全車に対し、その場に停止を指示することができる。

[27] 棄権(リタイア)と停止

- (1) リタイアと停止は、総則[17]IIIによる。
 (2) ライダー本人が負傷その他の理由でリタイア届を提出

ロードレース

できないときは、審判員の判定により、リタイヤと認めることができる。

- (3) ピット以外の地域でリタイヤする場合、ライダーはレーサーをレース（または予選）終了までコース審判員の管理下におかななければならない。ただし、審判員からレーサー移動を指示された場合は、これに従わなければならない。

[28] ピットインとピットアウト

(ピットイン)

- (1) ピットインする時はピット前のコース上に区画されたイエローラインとホワイトラインの間を減速地帯としてここを走行し、他の車が走行できる停車余地を残して車輻をピットに近づけて停車し、エンジンを必ず停止しなければならない。
- (2) 審判員の指示または危険回避以外の目的でイエローラインをカットして走るとは許されない。
- (3) 自分のピットを乗り越した時はエンジンを停止した後、ピット審判員の承認を得た上で必ず事ができる。（但しBピットを乗り越した場合はできない）

(ピットアウト)

スタートする際は、必ず審判員の合図によって確認し、自力で押してスタート後減速地帯を走行し、コーナーの内側を走行しながら次コーナーを通過すること。

[29] レース中の車輻修理とピット作業

- (1) レース中における車輻の修理、調整、部品交換は、ピットに準備してある部品と工具によって行ない、必ずエンジンは停止して行なうこと。
- (2) ピットに準備してある部品、工具による作業は正規にピットインした車に対してのみ行なうことができる。
- (3) やむを得ない事情で、ピット以外のコース上で車の修理、調整を行なうときは、他の車の走行の支障にならない場所に停車しライダー自身が行なわなければならない。コースを押してピットに帰る場合は必ずコース両サイドのグリーンゾーンの上を歩くこと。コース外側よりの援助で作業もしくは、工具・部品を受けてはならない。この場合は失格とされる。
- (4) ライダーはもしピットに戻らなければいけない場合レース走行の妨害にならないように戻ることができる。
- (5) エンジンアッセンブリー（クランクケースが組込まれている状態）および、フレームアッセンブリー（前後フォーク、タンク、シート等の組込まれている状態）をアッセンブリーのまま交換してはならない。また当該アッセンブリーをピットに持込んではならない。

[30] ピット作業人員

- (1) レース中ピットインし、エンジンを停止した車輻に対

しては、2名のピット要員と、その車輻のライダー、計3名だけが停止位置で作業できる。走行中のライダーに対してピットサインを送れるのは、ヘルパー1名だけで、各自の区画の端（ホワイトライン）まで出ることができる。

- (2) ピット作業、ピットインを行うものはすべて、登録がなされた者で保険加入者でなければならない。年齢は、16才以上であること。

[31] 燃料規定と補給

- (1) 参加両輪に使用する燃料は、公式通知で指定する。公式車輻検査および、公式予選中は、パドック内の所定の給油区域内において、供給を受けなければならない。
- (2) 燃料には、オクタン価を高めるような、添加剤あるいは装置を加えてはならない。
- (3) 燃料にオイルを混合する必要があるときは、所定の給油区域内で作業しなければならない。
- (4) 潤滑油、その他に使用するオイルの銘柄、および仕様については自由とする。

200マイルレースの場合

- (5) 燃料タンクは24ℓ以下とする。
- (6) レース中の車輻への燃料補給は、各ピットに用意された各自のケイコウカンで入れる。
- (7) レース中の燃料補給の義務回数は、各ヒートとも1回以上および10ℓ以上とする。
- (8) レース中の燃料補給が行なわれる場合は、当該チームのメカニック1名が立合い、監督は補給監査委員の指示に従って、所定の用紙に少なくとも補給1ラップ前に給油届をすることが必要である。補給中はエンジンを停止し、他の作業を併行しておこなうことができない。
- (9) 燃料補給中、ピット要員1名は必ず消火器を持って作業中待機していなければならない、且つこぼれた燃料、オイル等はピットに用意されたモップ、オガクズ等を使用して必ず拭きとらねばならない。
- (10) 燃料補給及びサーキット、パドックの詳細及びその取扱についての説明は、公式通知によって示す。上記に違反した場合は、違反に対する罰則が適用される。

[32] レース終了と順位

- (1) 各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ走者がゴールインしたのち次の時間を経過したときである
- | | |
|-------------------|-----|
| 鈴鹿サーキット | 4分間 |
| 筑波サーキット、トレールランド菅生 | 2分間 |
- (2) トップ走者がチェッカーフラッグを受けたのち、そのあとにくる他のライダーは全てチェッカーフラッグを受けたのち走行はうち切られる。
- (3) 各レースにおける優勝者、入賞者および完走者は、総

則〔18〕IIによる。

〔33〕 レース終了と順位 (200マイルレース)

- (1) 各ヒートの順位により次のポイントが与えられ、第1第2ヒートの合計得点によって、総合順位を決定する。同ポイントの場合は、入賞内容で優位のもの上位としそれも同順位の場合は、第2ヒートの順位で優位のもの上位とする。

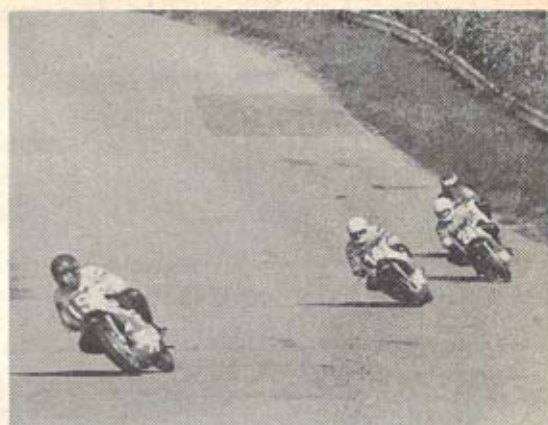
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
位	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#
100	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25
点	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#

- 16位以下のチェッカーフラッグを受けた
完走者は→20点
その他チェッカーフラッグを受けられなかった
完走者は→15#
10周以上走行したが完走回数に達しなかった
者は→10#
スタート後1周以上走行したが10周に達しなかった
者は→5#
スタートしなかったか、1周もできなかった
者は→0#
とする。

- (2) 完走者は両ヒートの合計周回数により決定される。

〔34〕 レース終了後の
車輻の保管と再検査

- (1) チェッカー・フラッグを振られた車輻は、第1コーナー前(筑波サーキットの場合はヘヤピン手前)の誘導路より車輻保管区域へ入らなければならない。
(2) 入賞者は暫定結果発表後30分所定の場所に保管する。入賞者及抗議対象となった車輻はレース終了後、車輻の分解検査を行う。この場合分解その他の作業は参加者の責任において公式車検終了後の車輻は一切パドックよりの持ち出しは許されない。もし持ち出しを行なった者は入賞資格をうしなう。
(3) 公式予選及びレース終了後の車輻保管はパドック内で行なう。各レース終了30分後で解放されるものとする。
(4) 上位入賞者はエンジンを分解して排気量を測定するほか、規定を越える改造などについて再検査を行なう。
(5) 賞典対象車および抗議対象車以外のレーサーを保管する権限は検査長がもつものとする。



〔35〕 違反に対する罰則

大会中(競技会)における違反行為に対しては、競技会審査委員会ならびに競技総監督の権限で下記の罰則を課することができる。

- (1) 注意処分(口頭による注意または注意処分通告書)
- (2) 嚴重戒告(戒告通知を受けたものは始末書提出)
- (3) 罰金
- (4) 競技結果に対する1分加算
- (5) 競技結果に対する3分加算または1周減算
- (6) 失格

違反の判定は競技総監督の判断を優先するが、罰則の裁量や適用は審査委員会の決定を優先するものとする。

罰則は、審査委員会の報告にもとづきMFJ資格審査委員会によって、さらに事後の出場停止、資格停止にまでおよびかどうか審査裁定される。

〔36〕 抗議

- (1) 抗議は、総則〔22〕による。
- (2) 車輻の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輻の分解等に要した費用は検査長が算定するものとする。

〔37〕 参加者の順守事項

(監督、ライダー、メカニック、ヘルパー)

参加者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 本競技会中は、MFJ国内競技規則に則って行動し、参加者は全ての行動に対して責任を持たなければならない。
- (2) 参加者はすべて本競技会特別規則書にのっとり行動する。従ってすべての違反者は5000円の罰金か、または、1分、1周減算、失格、さらに退場に至る罰則が課せられる。
- (3) 国内競技規則、本規則及び競技管理上のあらゆる規定

ロードレース

や競技役員の指示に従い、かつレース場以外では交通法規を守るものとする。

- (4) 常にスポーツマンとしての態度を持ち、公正に行動し言語は慎しむこととする。
- (5) 競技に関する業務についているときは飲酒或いは薬品によって精神状態をつくろうことを禁ずる。
- (6) レース中では参加の身分証を必ず着用する。(運転免許証・ライセンス)

[38] レースおよび大会の延期中止等

- (1) 大会は本規則に発表した日程から、変更または延期されることはない。
- (2) 大会審査委員会が保安もしくは不可抗力により、レースのいずれか、または大会そのものを中止したり打切ったりしなければならないと判断したとき、レースまたは大会を中止できる。
- (3) 大会またはレースが中止された場合、参加者に対し、支払った出場料、保険料を返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

[39] 本規則の違反、裁定

本規則に対する違反はすべて大会審査委員会が決定し、罰則が適用される。裁定後はいかなる理由といえども従わなければならない。

[40] 本規則の解釈

この特別規則および競技に関する疑義は、事務局あて質疑申立てができるが、この解答は審査委員会の解釈、決定を最終的なものとして示される。

[41] 本規則の施行

本規則は、各競技大会の参加申込受付日より有効となる。尚本規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則による。 昭和50年2月1日 大会事務局長



※ ※ ※ ※

★ 保険

MFJレース保険に準じて行なわれる。

(下記の保険金は、1口の場合のもので、最高10口までかけられる)

1. 死亡保険金

事故の日から180日以内に死亡した場合50万円が支払われる。

2. 不具廃疾保険金

事故の日から180日以内に身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合その程度に応じて次に示す額が支払われる。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 終身自由を行なう事ができない場合 | 50万円 |
| (2) 両眼が見えなくなった場合 | 50万円 |
| (3) 腕又は足(関節より上部)をなくした場合 | 25万円 |
| (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 | 25万円 |
| (5) 片方の眼が見えなくなった場合 | 17.5万円 |
| (6) 鼻をなくした場合 | 12.5万円 |
| (7) 片方の手の親指(指関節より上部)をなくした場合 | 10万円 |
| (8) 片方の耳をなくした場合 | 5万円 |
| (9) 片方の耳が聞こえなくなった場合 | 10万円 |
| (10) 片方の手の人さし指をなくした場合 | 4万円 |
| (11) 足の親指をなくした場合 | 4万円 |
| (12) 親指・人さし指以外の手の指をなくした場合 | 2.5万円 |
| (13) 親指以外の足の指を1本なくした場合 | 1.5万円 |

3. 医療保険(普通保険)

傷害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するときに支払われる保険金で平常の業務に従事することができる様になるまで1日について500円支払われる。

4. その他の規定

- (1) 医療保険金の支払いは180日間で打ち切られる。
- (2) 事故による障害について、不具廃疾保険とを重ねて支払われる場合は、その合算額を支払われる。
- (3) 健康保険・労災保険・その他の給付には関係なく保険金は支払われる。

5. 適用期間

決勝の日を境に前後3日間とする。

6. 保険金請求についての必要書類事項

- (1) 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (2) 全治したときの医師の治療証明書
- (3) サーキット・警察署(交通事故の場合)等の事故証明書(筑波サーキットの場合は主催者の事故証明)が必要である。

付則 2.

モトクロス規則



モトクロス目次

(1) 適用の範囲	28
(2) モトクロス	28
(3) レース出場車輛	29
(4) ライダーの服装	30
(5) ガソリンおよびオイル	30
(6) レース	30

MFJ国内競技規則

付則2 モトクロス規則

〔1〕 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全ての国内モトクロス競技会に適用される。

〔2〕 モトクロス

モトクロスとは、走路面に凹凸、急勾配、走行方向が急変化する等の部分のある所で行なわれるクロスカントリー・レースであり、総則およびこの付則により管理される。

〔3〕 レース出場車輛

レーサーは下記の改造の限度(部門毎に定められている)と仕様を満し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. 車輛排気量区分

レーサーのクラス区分に原則的に次のように分けられ、特別規則に示される。

クラス	最小総排気量	最大総排気量
50cc	—	~ 50cc
90cc	51cc	~ 90cc
125cc	91cc	~ 125cc
250cc	126cc	~ 250cc
500cc	251cc	~ 500cc

II. 改造の限度

§ 1. セニア部門

- (1) 車種、改造仕上、調整ともに自由である。
但し、危険とみなされる改造を施してはならない。
- (2) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- (3) レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満していなければならない。
 - 1) 半乾燥重量とは、走行可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。
 - 2) 排気量別車輛最低重量は次の通りである。
125cc 76kg 250cc 88kg 500cc 92kg
 - 3) ダミーウェイトの装着は認めない。
- (4) レーサーは、下記の騒音に関する条件を満していなければならない。
 - 1) レーサーには、有効かつ外見で判断しうる消音器

が装着されていなければならない。

- 2) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、88db(A)以下でなければならない。
- 3) MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上高1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

125cc	5,500rpm	250cc	5,000rpm
500cc	4,500rpm		

§ 2. エキスパート・ジュニア、ジュニア、ノービス部門

- (1) 下記各項に規定されている事項を除き、機械加工又は仕上げによる修正、バランス、軽量化、縮少もしくは形状の変更を行うことができる。
ただし、機械的伸長、他の物質の添加又は分子構造や金属面に変更をもたらす様な処理(焼き入れ等)及び材質の変更は許されない。
- (2) レーサーは、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。
- (3) フレームの基本骨格は公認型式のものでなければならないが、補強等は行ってもよい。
- (4) 1) 異った機種種のエンジン、フレームの組合わせは公認車輛同士に限り認められる。
2) 公認車輛の部品及び公認部品の組合わせは自由である。
3) 但し、この際車輛メーカーの銘柄、名称、商標等を示してはならない。
- (5) クランクケース本体とクランクシャフト・アッセンブリーは公認型式のものでなければならない。
 - 1) クランクウェブのバランス穴の充填は認められる
 - 2) ユニット・コントラクション(単体構造エンジン)の場合のクランクケース本体とは変速機部分も含まれる。
- (6) 変速機の段数は6段まで認められる。
但し、変速ギアはクランクケース及びミッションケース外に増設してはならない。
- (7) 冷却方式の変更は認められない。
- (8) 弁形式の変更は認められない。
- (9) 燃料吸入方式の変更(フューエルインジェクターの取付等)は認められない。
- (10) 酸化器の個数は気筒あたり1個を限度とする。
(ダブルベンチュリーの場合は2個とみなす)
- (11) レーサーは、半乾燥重量が規定の排気量別最低重量を満していなければならない。
 - 1) 半乾燥重量とは、走向可能な状態から燃料を抜いた車輛重量をいう。但し、分離給油の場合のオイルは燃料とみなす。
 - 2) 排気量別車輛最低重量は次の通りである。



全ライダーが愛用する
サトウのツナギ

あなたも伝統と信用を誇る(20
年間もの歴史をもつ)佐藤製作
所のツナギで走ってみませんか

一流のライダーは
一流のレーサー服を選ぶ

★ロードレース用ツナギ

- A (牛革製高級品) 25.000より
- B (牛革最高級品) 30.000より
- C (牛革最高級品) 45.000より
- D (腹小牛革最高級品) 65.000より軽量で丈夫(1kgジャスト)

★モトクロス用上衣

小牛革製 18.000より

★モトクロスズボン(腰バンド付)

小牛革製 18.000より

レーサー服ジャンバーの専門トップメーカー

M. F. J. 会員特別割引申込先(M. F. J. 指定)
(支払い方法は相談に応じます)

佐藤製作所

電話(03)611-0039 東京都墨田区東向島1丁目13番2号

ハスキーの市販車モトクロッサー

登場!

ハスクバーナ
125cc



予約受付中!!
New Model 125cc

MFJ公認車種
ハスクバーナモトクロッサー日本総発売元

愛和自動車株式会社

東京都台東区上野公園1-6-26 TEL 03(822)0515

ライダーへの思いやり



D.I.D モーターサイクルチェーン
D.I.D モーターサイクルリム



DAIDO チェーンとコンベヤのデベロッパー
D.I.D 大同工業

本社 石川県加賀市夫木寺崎町 1-1-1 (0761) 2-1234
出張所 東京・浜松・名古屋・大阪・広島・福岡・本郷津
静岡・新潟・北九州・仙台・札幌・旭川・函館
シスコオートランドモントリオール・ケベック

出張所
東京 101 東京都千代田区東神田2丁目15号 ☎ (03) 862-0421
名古屋 460 名古屋市中区錦1丁目6の5号 ☎ (052) 221-8251
大阪 542 大阪市南区本吉橋通3の5 ☎ (06) 251-3026
福岡 812 福岡市博多区博多6の14号 ☎ (092) 28-4571

販売店
岡田グループ 140 東京都品川区南品川2-2-5 ☎ (03) 474-2422
岡田商店・岡田オートパーツ販売
和興商行 550 大阪市西区京町堀1-106 ☎ (06) 441-2651
辻本商店 556 大阪市浪速区新川3の608 ☎ (06) 631-6781
南海部品 530 大阪市北区曽根崎新地3の36 ☎ (06) 344-1581
梅田部品 530 大阪市北区堂島西町22 ☎ (06) 453-0461
パーツセンター 810 福岡市大名町1-7-10 ☎ (092) 78-6661

TOP FIVE



レーシング オイル



ショック オイル

チェーン オイル



レーシング オイル



ペントール



ペンタルーブ 石油株式会社

本社：大阪市北区梅田7番地3 <梅田ビル> TEL：<06> 345-2733-6
営業所：大阪・東京・名古屋・福岡・広島・松山・仙台・札幌



MFJ-APPROVED HELMET

株式会社新井広武



RX-7

- スネル1970年規格
- カラー/白、パール
- サイズ/A.B



R-2

- ファイバーグラス製
- カラー/ゴールド、ブルー、レッド、グリーン
- サイズ/A.B



R-1Z

- U.S.A. Z90-規格
- カラー/白、メタリックブルー
- 黒つや消し
- サイズ/AB



R-5

- カラー/白、黒
- サイズ/S.M.L.XL



R-10

- ファイバーグラス製
- カラー/白、メタリックブルー、黒つや消し
- サイズ/AB



R-1B

- カラー/白、黒、ブルー
- サイズ/AB



R-1A

- カラー/白
- サイズ/AB



R-7

- カラー/白、黒
- サイズ/AB



RS-10

- カラー/白、黒つや消し、ブルーグリーン、オレンジ
- サイズ/AB



R-7G

- スネル1970年規格
- カラー/白、パール
- サイズ/AB

MFJ公認ヘルメット



昭栄化工株式会社



ST-Z

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
アメリカ規格 ANSI Z90.1 (1971)
- カラー/ホワイト、ブラック、グリーン、
インターナショナルオレンジ、ゴールド
- サイズ/S.M.L.XL



SR-Z

- スネル規格 1971.300G
アメリカ規格 A.N.S.I Z90.1 (1971)
JIS 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、オレンジ
- サイズ/S.M.L.XL



SR-X7

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、シルバー
- サイズ/S.M.L.XL



SR-X

- JIS 2種 (MFJ公認)
スネル規格 1971.300G
- カラー/ホワイト
- サイズ/S.M.L.XL



SX

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、ブルー、グリーン
- サイズ/S.M.L



ニュー-GV

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト、ブルー、グリーン
- サイズ/S.M.L.XL



SR-1

- JIS規格 2種 (MFJ公認)
- カラー/ホワイト
- サイズ/S.M.L



SHF

- JIS 2種規格
- カラー/白、レッド、ブルー、メタリック
ゴールド
- サイズ/S.M.L



H-1

- ワンタッチ脱着金具、ヘルメットホルダー
取付フック付
- カラー/マースオレンジ、キャンディ
ゴールド、セラミック白



MFJ-APPROVED HELMET

大日本インキ工業株式会社 日栄プラスチック株式会社



DX-700

●カラー/ホワイト



CX-320

●カラー/白



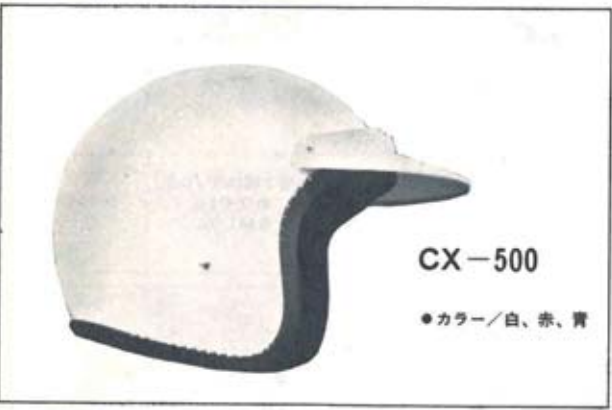
BX-400

●普及品
●カラー/白



BX-800P

●普及品
●カラー/白



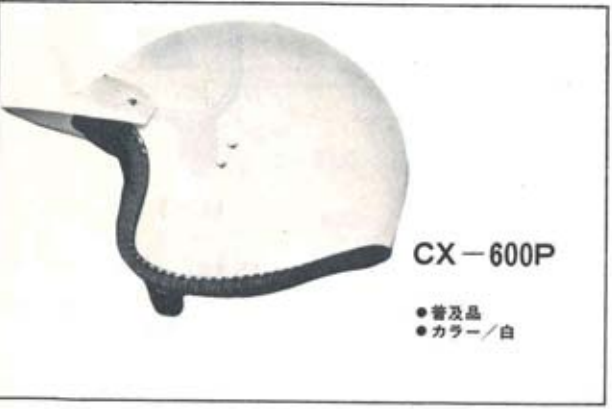
CX-500

●カラー/白、赤、青



CX-300P

●カラー/価格/キャンディーイエロー、キャンディーグリーン、キャンディーオレンジ、キャンディーレッド



CX-600P

●普及品
●カラー/白



CX-300

●カラー/白、赤、青

MFJ公認ヘルメット

株式会社コミネオートセンター



FUJI-500型

- カラー=白、橙、黒ツヤ消
- MFJ公認 (レース出場可能)
- 開閉式聴孔装置付 (PAT-28807)
- サイズ=M・L・LL



BD201型

- カラー=白・青・赤・橙・緑・銀・黒ツヤ消し
- サイズ=M・L・LL
- U.S.A.S.J Z 90-1合格
- MFJ公認
- PAT、309465、316351、28807



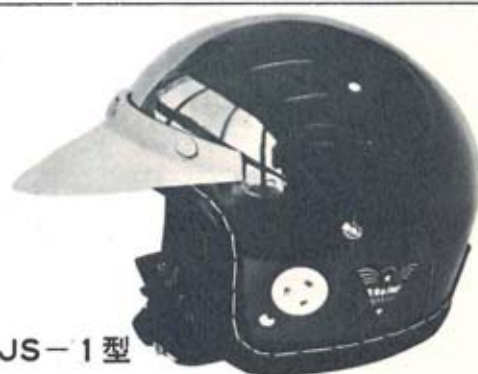
KS-10型

- カラー/白
- U.S.A.S.J Z 90-1規格
- MFJ公認



VX-1型

- 当社高級ヘルメット
- カラー=白、青、黒艶消
- ハート型耳穴 PAT 316351
- サイズ=M・L・LL



JS-1型

- カラー=白、赤、橙、緑、青、銀、黒ツヤ消し
- サイズ=M・L・LL
- U.S.A.S.J Z 90-1合格
- MFJ公認



MFJ-APPROVED HELMET

マルシン工業株式会社



M-500

- USA1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、オレンジ、キャンデー、ゴールド、ブルー



M-350

- JIS1種規格
- カラー、白、オレンジ、黒ツヤ消



M-56(旧M50DX)

- USA1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、オレンジ、メタリックブルー、キャンデー、ゴールド



M-38(旧M50)

- USA1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、キャンデー、オレンジ、ブルー、ゴールド



M-52(旧M55)

- USA1 Z90-1規格
- JIS2種規格
- カラー、白、黒ツヤ消、オレンジ、メタリックブルー、キャンデー、ゴールド

M F J 公認ヘルメット

クノー工業株式会社



KH-25

- U.S.A.S.I Z90-1規格
- FRP製
- カラー/白、黒つや消し



KH-35

- U.S.A.S.I Z90-1
- FRP製
- カラー/白、青、赤、金、銀



KH-39

- U.S.A.S.I Z90-1
- FRP製
- カラー/白、青、赤、金、銀



UVEX GRAND PPIX

- ドイツ製
- 高級ゴーグル



CLIMAX-513-S

- スペイン製
- 高級ゴーグル



CLIMAX-510

- スペイン製
- 高級ゴーグル

MOTOR CYCLE TIRES

コーナーリング抜群の〈通〉のタイヤ



NT-117



NT-103



NT-118



NT-119 NT-120



安全性・経済性にすぐれた
ニットタイヤ

ジェット型ヘルメットにパーフェクトフィット——**SWANS MX** シリーズ
ニューパーツ スナッガー付で新発売

世界のトップライダー
日本のセニアライダーの数
多くが愛用している
〈スワンズMXゴーグル〉
お求めは全国有名パーツショップで



112MX ¥1,800

山本防塵眼鏡株式会社
本社 東大阪市長堂2-17

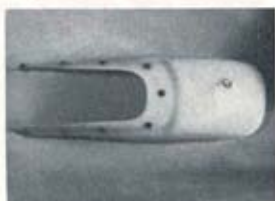




タフなモトクロス、トライアル、用品、部品



MK-94 泥除付バイザー
白、黒、オレンジ ¥2,000



MK-01 フェンダーマットガード
(材質ポリプロピレン)
白 ¥2,500



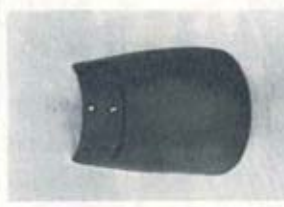
MK-96 グリップラバー黒 ISET ¥500
MK-96A グリップラバー生ゴム ISET ¥900



MK14A レバーカバー
ISET ¥500



MK-94C バイザー ¥800
白、黒、オレンジ



MK-013 ニューフロントフェン
ダーマットガード
白、黒、黄、赤、 ¥800



MK-06 グリップラバー黒 ISET ¥500
MK-06A グリップラバー生ゴム ISET ¥900



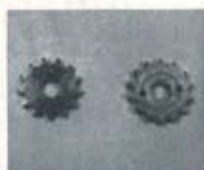
MK-05 レバーHONDA
MK-05A YAMAHA, SUZUKI
MK-05B KAWASAKI
ISET ¥550



MK-014 フロントホークブーツ
モトクロス用 ¥1,200



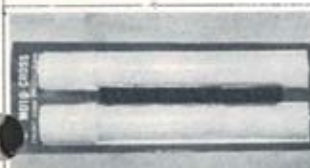
MK-03 チェンテンショナー
(バイアルス用) ¥1,500
MK-03A ローラーのみ ¥700



スプロケットギヤー
13J ¥500 14J ¥500



MK-97 レバーASSY
ISET ¥1,500



MK-61A フロントホークプロテクター ¥1,000



レイーンズボン
MK-010 (トライアル用)
色-スカイブルー
防水ビニロン ¥11,000



MK-54 CZハンドル クロモリ ¥3,000
MK-54 " 鉄製 ¥1,600



MK-08 トライアルブーツ ¥10,000
サイズ 25.5、27



トライアル用ハンドル クロモリ
MK-04 高さ 6 $\frac{1}{2}$ " ¥3,500
MK-04A " 6" ¥3,500
MK-04B " 5 $\frac{1}{2}$ " ¥3,500

モトクロス用品、部品開発事業部

総発売元 **木島ゴム工業株式会社**

〒116 東京都荒川区西日暮里1-57-7 ☎03 807-0156代

- 取扱い店募集
- 通信販売ご利用の方は現金書留にてお願いします。
- 新しいカタログができました。切手¥200(送料含む)同封の上、ご一報ください。

 **DUNLOP**

モーターサイクルタイヤ



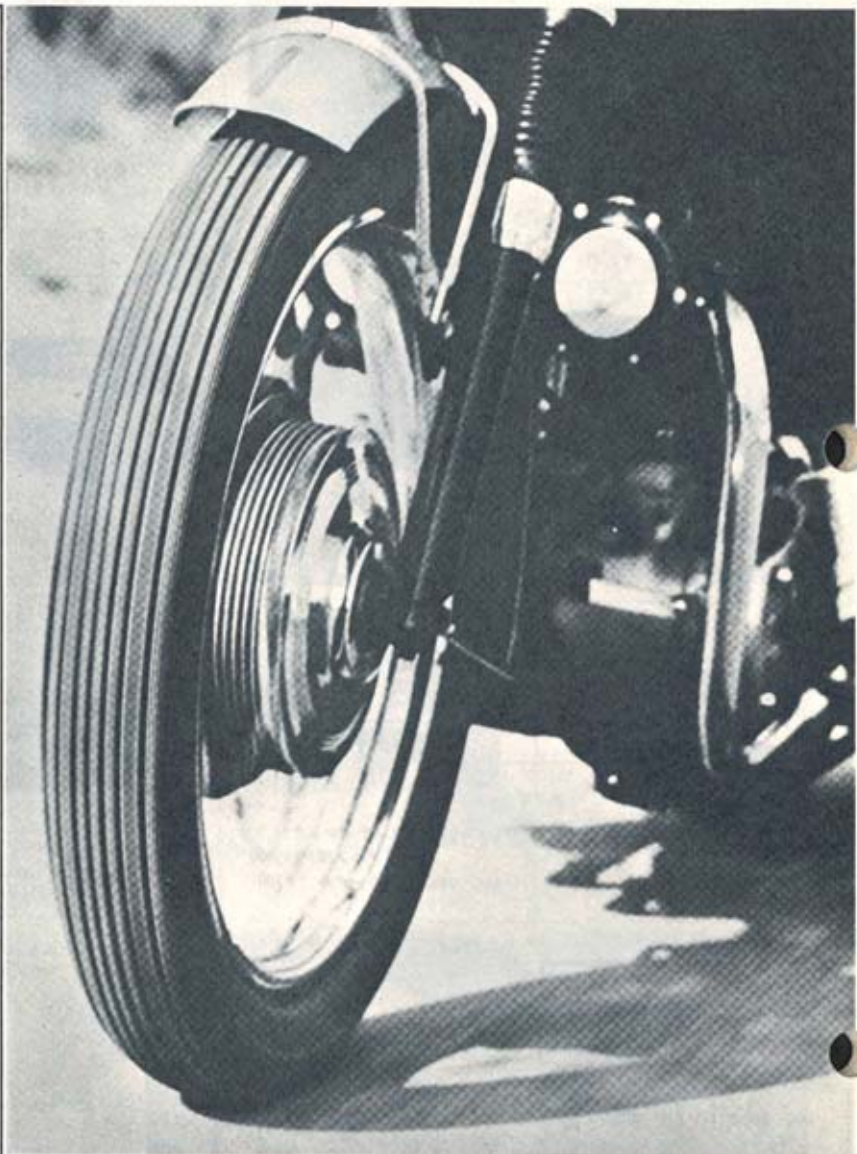
一般用



レーシング用



モトクロス用



輝かしい実績が示す高性能—ダンロップ・モーターサイクルタイヤ。走行安定性・高速性・耐久性などモーターサイクルタイヤに要求される条件の数々を、世界各地のレースを通じて立証したダンロップタイヤ。この輝かしい実績をベースに開発した一般車用タイプでも、ダンロップタイヤは高く評価されています。タイヤ性能がみたまされてこそ、オートバイも十分に乗りこなしていただけるというわけです。

90cc 73kg 125cc 80kg 250cc 93kg

- 3) 最低重量より軽い場合には、ダミーウエイトを取付けなければならない。但し、ダミーウエイトは5kg以上は認められない。
- 4) ダミーウエイトは、ボルト又は溶接によりフレームに完全に固着したもので、転倒などの際に危険でないものとし、車輻検査において封印を受けなければならない。

Q2) レーサーは、下記の騒音に関する条件を満たしていなければならない。

- 1) レーサーには、有効かつ外見で判断しうる消音器が装着されていなければならない。
- 2) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、88db(A)以下でなければならない。
- 3) MFJ方式とは、排気管後方15m、地上高1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

90cc 6,000rpm 125cc 5,500rpm 250cc 5,000rpm

Q3) オプションパーツ

- 1) 下記部品は公認車輛のものを使用しなければならない。
- フレームの基本骨格
 - クランクケース本体
 - クランクシャフト・アッセンブリー
- 2) 下記部品はMFJが公認したものでなければならない。
- ミッション ○シリンダー ○シリンダーヘッド
- 3) 下記部品はMFJに市販届出申請を行ない承認されたものでなければならない。
- サスペンション
- 4) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- 5) 全ての部品は一般に市販されているものでなければならない。
- 但し、下記部品はこの限りでない。

- シート ○キャブレター
- ハンドル ○エアクリナー
- 燃料タンク ○チェーン
- フェンダー ○スパークプラグ
- タイヤ ○ステップ
- リム ○マフラー

§ 3. 初級部門

- (1) レーサーは工場レーサーおよび市販レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、M.F.J.が公認したものでなければならない。

その銘柄、形式の詳細は公示に示される。

(2) 次にあげる部品は取りはずさなければならない。

- 1) スタンド類
- 2) キャリア類
- 3) タンデム・フートレスト
- 4) 車輻番号標板(ブラケットごと)
- 5) バックミラー
- 6) ライト類およびガラス類(ただし、レンズおよびライト類の飛散防止を施せばよい)

(3) 次にあげる部品は改造してもよい。

- 1) ハンドルおよびその附属品
- 2) コントロール・ケーブルワイヤー類
- 3) タイヤ
- 4) フートレスト
- 5) フェンダー
- 6) シート
- 7) 消音器の内部
- 8) エアクリナー
- 9) 点火栓
- 10) メインスイッチ
- 11) ベダル類
- 12) スプロケット
- 13) チェンケース

(4) 次にあげる部品を必ずとりつけなければならない。

- 1) 競技用レースナンバープレート
- 2) ハンドルレバーエンド

(5) 上記、(1)(2)(3)の各項に記載された部品以外は一切改造することを認めない。

III. レーサーの仕様

(1) 排気管および消音器

- 1) 規定の騒音規制値を満足していなければならない
- 2) その長さは後輪後端を通る垂直線より突出してはならない。

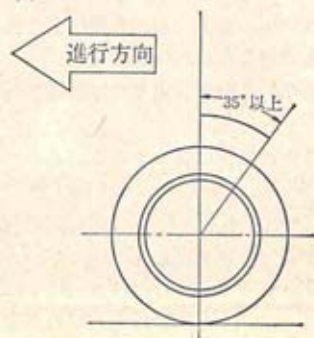
(2) タイヤにチェン・スパイク等を加工装備してはならない。

(3) 過給したり過給器を装備してはならない。

(4) クラッチとブレーキレバーおよびベタル

- 1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。
- 2) ブレーキベタルおよびギアシフトレバーの位置は自由である。ただしその先端は安全上丸められていなければならない。

(5) ブレーキ



[第11図 F.I.M.モトクロス規則による後輪のフェンダーの角度]

モトクロス

前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキをそなえていなければならない。

- (6) 前後車輪には有効なフェンダーが装備されていなければならない。

特に後輪はその後部上四半分の上側から35°以上覆われていることが望ましい。(第11図参照)

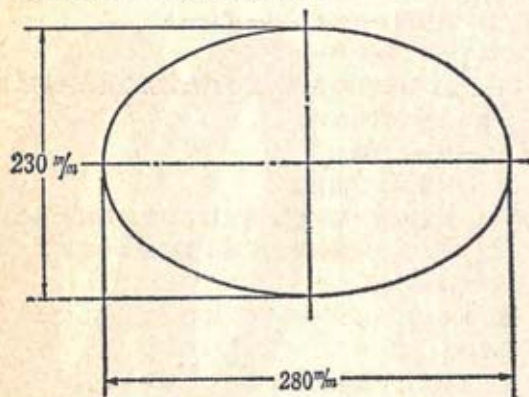
ただし、前輪フェンダーについては、主催者が認めればとりはずしてもよい。

- (7) 他のライダーに迷惑をおよぼすような構造をしてはならない。

- (8) 取りはずさなければならないもの

ライト類、バックミラー、スタンド類、荷台、およびチェンケース(初級部門のみチェンケースはこの限りではない)取りはずさなければならない。

- (9) ナンバープレートの大きさは指定された大きさでなければならない。車輻前方に1枚両側面に各枚の合計3枚をタイム・キーパーが明確に、識別できるように取付けられていなければならない。



〔第12図 ナンバープレートの大きさ〕

〔4〕 ライダーの服装

予選中およびレース中、ライダーは安全上下記の服装を着用しなければならない。

服装はレース中ライダーの身体の安全を確保し、操縦技術を妨げるものであってはならない。

- (1) 下半身は革製のズボンを着用しなければならない。
- (2) 上衣は特に制限はないが、安全で自由な動作をさまたげず、丈夫なものを着用しなければならない。
- (3) 革手袋、突出部品のない革靴を着用しなければならない。
- (4) 防塵眼鏡およびマスクの使用は自由である。
- (5) ヘルメットは、M. F. J. 普及型ヘルメット規格以上の性能を有するもので、M. F. J. が公認し、主催者の検査に合格したものでなければならないが、日本工業規格 J. I. S T8133 の 2 種、U. S. A. S. I, STANDARD Z90-1-1966, と同等以上のものが望

ましい。M. F. J. の公認したヘルメットには、M. F. J. 認証マークが貼付されている。

- (6) 支給されたゼッケンは着用しなければならない。

〔5〕 ガソリンおよびオイル

レースに使用するガソリンは市販品でなければならない。

またレース場内において供給できるガソリンの銘柄およびその他の詳細は特別規則に示される。

ただし、主催者によって指定された場合は当該ガソリンを使用しなければならない。

〔6〕 レース

I. スタート位置

レースにおけるスタート位置の決定方法は特別規則に示される。

II. スタートまでの行動

- (1) ライダーは、特別規則に定められた時間割りを厳守しなければならない。
- (2) ライダーは、レース直前のチェックの後、レーサーとともに指定区域内に待機してなければならない。
- (3) エンジンのウォーミング・アップは特別規則に定められた時間内でだけおこなわれなければならない。

III. スタート

- (1) スタートの方法については、ノービス、ジュニア部門はキックスタート、(但し、スターティングマシンを使用する場合はエンジンスタート) エキスパート・ジュニア、セニア部門はエンジンスタートとする。
- (2) スタート位置は、すべて正規のスタート・ラインからなされたものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- (3) スタートの合図は、スタート係が国旗を振ることによって行われる。
- (4) スタート合図以前にスタート・ラインを出たものがあつた場合、すなわちフライングのあつた場合は、スタート・ライン前方において赤旗が振られ、スタートをやりなおす。
- (5) 同じライダーによってフライング・スタートが2度繰返された場合、そのライダーは失格となる。

IV. 走行中

ライダーは走行中やむをえず、定められたコースを外れ出た場合、再びコースにもどるには同じ地点よりなさなければならない。

V. レース終了

レースの終了は優勝者の完走後、チェッカーフラグマーシャルが定位置をはなれること又は大会役員車がコースを一巡することによって示される。

※ ※ ※ ※

モトクロス

'75全日本選手権大会特別規則

目次

(1) 開催競技会の名称、主催、 開催場所、日程	32
(2) 開催種目	34
(3) 競技内容	34
(4) 参加定員	34
(5) 参加資格	34
(6) 大会出場申込	34
(7) 出場料およびMFJ 選手共済組合費	35
(8) 参加受理	35
(9) 賞およびポイント	35
(10) レース出場車輛(レーサー)	35
(11) 競技ナンバーおよび ナンバープレート	35
(12) ライダーの服装	35
(13) 当日選手受付	35
(14) 車輛検査	36
(15) ライダーの変更	36
(16) レーサーの変更	36
(17) 部品の変更	36
(18) 自由練習および公式練習	36
(19) 公式予選	36
(20) スタート	36
(21) レース	36
(22) レース中の合図	36
(23) レース終了	36
(24) 優勝者、入賞者	36
(25) 入賞車の検査	36
(26) レース中の違反行為に対する罰則	37
(27) レースおよび大会の延期、中止等	37
(28) 抗議	37
(29) 運営実行組織	37
(30) 公式通知・タイムスケジュール	37
(31) 本規則の違反、裁定	37
(32) 本規則の解釈	37
(33) 本規則の施行	37
★ M.F.J.選手共済組合制度	38
★ 2ヒートシステムの競技方法	38
★ M.F.J.公認ヘルメット・ 普及型ヘルメット規格品	38

'74最優秀選手・鈴木秀明(遠州ライダーズ)



'75
特別競技規則

本競技会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、国際モーターサイクル連盟（FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびにそれに準拠した本競技会特別競技規則に従い開催される

[1] 開催競技会の名称、主催、開催場所、日程

大会名称	主催 開催場所	日 程	
全日本選手権 シリーズ第1戦 所 沢 モトクロス 大 会	関東信越モーター サイクル協会 〒108 東京都港区港南 3-3-10 東京都軽自動車協会内 Tel. 03(472)6241 所沢サーキット 埼玉県所沢市 (所沢オリンピッククレー 射撃場跡)	3月8日(土) 7:00 N.J.選手受付 8:00 公式練習 9:00 N.J.公式予選 13:00 N.J.決勝 15:30 N.J.表彰式	3月9日(日) 7:00 E.J.S.選手受付 8:00 E.J.S.公式練習 9:00 E.J.公式予選 10:00 セニア125cc決勝 11:00 E.J.125cc決勝 13:00 E.J.250cc決勝 14:00 セニア250cc決勝 15:00 E.J.S.表彰式
全日本選手権 シリーズ第2戦 関 西 モトクロス 大 会	関西モーターサイクル協会 〒673 神戸市垂水区玉津町 居住字孫田67-1 兵庫県軽自動車協会内 Tel. 078(927)7701 明石特設コース 神戸市垂水区伊川谷町北別府	3月22日(土) 9:00 N選手受付 10:00 N公式練習 11:20 N公式予選 14:30 N決勝レース 16:15 N表彰式	3月23日(日) 7:00 J.E.J.S.選手受付 8:00 公式練習 9:05 J公式予選 10:45 S.J.E.J.決勝 16:15 表彰式
全日本選手権 シリーズ第3戦 山 口 モトクロス 大 会	MFJ 西日本スポーツ委員会 〒710 倉敷市沖字中田 8-1 東中国スズキ販売管内 Tel. 0864(24)1211 厚保サーキット 山口県美禰市厚保	4月5日(土) 10:00 N選手受付 12:30 N公式予選 15:00 N決勝レース 16:30 表彰式	4月6日(日) 7:00 J.E.J.S. 選手受付 9:00 J.E.J.S. 公式予選 16:30 表彰式
全日本選手権 シリーズ第4戦 仙 台 モトクロス 大 会	MFJ 東北スポーツ委員会 〒982 仙台市鶴取上定31-5 尚仙台パドック内 Tel. 0222(44)1311 旧仙台テクニカルハイランド 宮城県柴田郡村田町菅生	4月20日(日) 7:00 選手受付(N地方大会なし) 8:00 公式練習 8:45 開会式 9:00 公式予選 13:00 決 勝 15:30 表彰式	

75全日本選手権大会特別規則

大会名称	主催 開催場所	日 程	
全日本選手権 シリーズ第5戦 第12回 モトクロス 日本グランプリ 大会	日本モーターサイクル協会 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 大盛ビル内 Tel. 03(561)8566 鈴鹿サーキットモトクロス場 三重県鈴鹿市稲生町	5月3日(土) 12:30~14:00 選手受付 5月4日(日) 8:40 選手受付 車輻検査 9:00 公式練習 10:30 開会式 11:10 公式予選 13:40 決勝レース	5月5日(月) 8:45 (再)車輻検査 公式練習 10:00 大会式典 10:40 決勝レース N地方選抜レース 15:30 表彰式
全日本選手権 シリーズ第6戦 富山 モトクロス 大会	中部モーターサイクル協会 〒468 名古屋市昭和区天白町 八事字富士見ヶ丘110-6 愛知県軽自動車協会内 Tel. 052(832)2575 牛岳スキー場特設コース 富山県婦負郡山田村	6月15日(日) 7:00 選手受付, 車輻検査 (N地方大会併催) 8:00 公式練習 9:30 公式予選 11:30 セニア125cc決勝 13:00 決勝レース 15:30 セニア250cc決勝	
全日本選手権 シリーズ第7戦 札幌 モトクロス 大会	北海道 モーターサイクル協会 〒063 北海道札幌市西区 24軒1条7-35 北海道ヤマハ特設コース Tel. 011(641)2711 大和ルスツスキー場特設コース 北海道虻田郡留寿都村	7月5日(土) 8:00 N.J 選手受付 N.J 車輻検査 8:30 N.J 公式練習 10:40 N.J 公式予選 13:00 N.J 決勝レース 15:30 N.J 表彰式	7月6日(日) 7:00 E.J.S 選手受付 車輻検査 7:30 公式練習 9:35 公式予選 10:45 E.J.S 決勝 J 250決勝 15:30 表彰式
全日本選手権 シリーズ第8戦 徳島 モトクロス 大会	MFJ 四国スポーツ委員会 〒760 高松市福岡町4-14 カワサキ西日本販売特設コース Tel. 0878(51)8231 鳴門特設コース 徳島県鳴門市	7月26日(土) 10:00 N選手受付 車輻検査 N公式練習 12:20 N公式予選 15:00 N決勝レース 16:30 N表彰式	7月27日(日) 7:00 J.E.J.S 選手受付 車輻検査 公式練習 9:00 J.E.J 公式予選 J.E.J.S 決勝 16:30 表彰式
全日本選手権 シリーズ第9戦 鈴鹿 モトクロス 大会	鈴鹿サーキット 〒510-02 三重県鈴鹿市稲生町7992 Tel. 0593(78)1111 鈴鹿サーキット モトクロス場 三重県鈴鹿市稲生町	8月23日(土) 7:00 N.J. 選手受付 7:30 車輻検査 7:40 公式練習 8:50 開会式 9:00 N.J. 公式予選 13:00 N.J. 決勝 16:30 N.J. 表彰式	8月24日(日) 7:00 E.J.S 選手受付 7:30 車輻検査 7:40 E.J.S 公式練習 8:50 開会式 9:00 E.J 公式予選 10:50 セニア125cc決勝 11:45 E.J 125cc決勝 12:30 E.J 250cc決勝 14:15 セニア250cc決勝 16:00 表彰式

モトクロス

大会名称	主催 開催場所	日 程	
全日本選手権 シリーズ第10戦 福岡 モトクロス 大会	MFJ 九州地方本部 〒812 福岡市東区箱崎埠頭2-5-16 福岡県軽自動車協会内 Tel. 092(641)0431 星野モトクロス場 福岡県八女郡 星野村台瀬耳納峠	9月6日(土) 10:30 N選手受付 車輻検査 N公式練習 12:30 N公式予選 15:00 N決勝レース 16:30 表彰式	9月7日(日) 7:00 J.E.J.S選手受付 車輻検査 公式練習 9:00 J.E.J.S 公式予選、決勝 16:30 表彰式
全日本選手権 シリーズ第11戦 青森 モトクロス 大会	MFJ 東北スポーツ委員会 〒982 仙台市鉤取上定31-5 仙台台パドック内 Tel. 0222(44)1311 田子特設コース 青森県三戸郡田子町	9月21日(日) 7:00 選手受付 車輻検査(N地方大会なし) 8:00 公式練習 8:45 開会式 9:00 公式予選 13:00 決勝 15:30 表彰式	
全日本選手権 シリーズ第12戦 新潟 モトクロス 大会	関東信越モーター サイクル協会 〒108 東京都港区港南 3-3-10 東京都軽自動車協会内 Tel. 03(472)6241 岩原スキー場特設コース 新潟県南魚沼郡湯沢町	10月4日(土) 7:00 N.J.選手受付 車輻検査 8:00 公式練習 9:00 N.J.公式予選 13:00 N.J.決勝 15:30 N.J.表彰式	10月5日(日) 7:00 E.J.S選手受付 車輻検査 8:00 E.J.S公式練習 9:00 E.J.公式予選 10:00 セニア125cc決勝 11:00 E.J.125cc決勝 13:00 E.J.250cc決勝 14:00 セニア250cc決勝 15:00 E.J.S表彰式

[2] 開催種目

部 門	ジュニア	エキスパート・ ジュニア	セニア
クラス	90cc 125cc 250cc	— 125cc 250cc	— 125cc 250cc

(注) 大会により当日または前日にノービス部門の競技が行なわれるが、この場合のノービス部門には全日本選手権はかけられない。

[3] 競技内容

ノービス	10分+2周
ジュニア	15分+2周
エキスパート・ジュニア	30分+2周
セニア	40分+2周

(但し、2ヒート制の場合は30分+2周)

(注) 日本GP大会のセニア部門は2ヒートで行われる。上記競技内容は天候等の都合により、大会審査委員会の決定によって変更される場合がある。

[4] 参加定員

定員は定めない。

(注) 特に1日制の場合は、主催者の判定により、申込締切日以前でも、受付が打切られる場合がある。

[5] 参加資格

(1) MFJ国内競技規則、総則〔5〕に合致していなければならない。

[6] 大会出場申込

- (1) 申込受付期間 開始 大会30日前
締切 大会20日前(消印有効)
但し、日本GPの場合は
開始 3月24日(月)
締切 4月4日(金)消印有効

(2) 申込場所 申込場所は各主催者住所とする。

(3) 出場申込

- ① 各部門とも所定の申込書に必要事項を全て記入の上、出場料およびMFJ選手共済組合費(通称MFJ保険)を添えて提出しなければならない。

- ② 出場申込用紙は、2クラス以上に出場を申込み場合でも、1枚の申込用紙に記載しなければならない。
- ③ 郵送の場合は現金書留とし、締切当日の消印のあるものまでが有効となる。
- ④ 締切日以後の申込みおよび電話による申込みは一切受付けない。

〔7〕 出場料および

MFJ選手共済組合費

- (J.E.J.S) 出場料(1クラス) 3,900円
(2クラス目より) 3,500円
- (併催N地方大会) 出場料(1クラス) 2,900円
(2クラス目より) 2,500円
- MFJ選手共済組合費 600円

〔8〕 参加受理

- (1) 必要事項の全てが明記された場合申込書、必要金額が大会事務局に受理された時点で、参加受理書が発送される。
- (2) 一旦受理された参加料(共済費を含む)はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったものも同様である。
- (3) 大会が中止された場合、参加が拒否された場合(申込者が必要な手続を怠った場合はこれには合てはまらない)にのみ参加料(保険料を含む)が返還される。

〔9〕 賞およびポイント

- (1) 次の賞が授与される。
- ① 各部門クラス優勝、2位、3位、4位、5位、6位
- ② 特別賞
- ③ 参加賞
- 賞の詳細については、公式通知に示される。
- (2) 日本GP大会においては、更に次の賞が授与される。
- ① 最優秀グループ賞
- ② 最優秀地方本部賞(MFJブロック優勝旗)その他、賞の詳細については、公式通知に示される。
- (3) 日本GP大会における賞の規定
- ① 最優秀グループ賞は、MFJ公認グループで、そのグループの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したグループに授与される。
- ② 最優秀グループ賞および最優秀地方本部賞の得点は、1位15点、2位12点、3位10点、4位8点、5位6点、6位5点とする。
- (4) 賞およびポイントの制限
- 出走者(そのクラスの決勝又は予選のスタートラインに並んだ総台数)が20名に満たない場合、次の通り賞およびポイントを制限する。
- 但し、賞は6位迄とする。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18~19台	9位迄	8~9台	4位迄
16~17台	8位迄	6~7台	3位迄
14~15台	7位迄	4~5台	2位迄
12~13台	6位迄	3台	1位のみ
10~11台	5位迄	3台未満	レース不成立

- (5) ポイント 全日本ランキングのためのポイントは次に示す通りである。
- 1位 15点、2位 12点、3位 10点、4位 8点、5位 6点、6位 5点、7位 4点、8位 3点、9位 2点、10位 1点
- 但し、日本GP大会については、上記ポイントに3点加算される

〔10〕 レース出場車輛(レーサー)

レース出場車輛(以下レーサーという)は、MFJ国内競技規則・付則2〔3〕を順守しなければならない。

〔11〕 競技ナンバーおよび ナンバープレート

- (1) 競技ナンバーは各部門別に主催者によって割当てられ、参加受理書に記入し通知される。
- (2) レース用ナンバープレートは、付則2〔3〕(9)項による。
- (3) レース中競技ナンバー及び配布された胸ゼッケンを装着せずに走行した者、間違ったナンバーを装着して走行した者、また、本人の不注意によりナンバーが判別しにくい状態で走行した者は、その周回を記録されない。

〔12〕 ライダーの服装

- (1) ライダーの服装は、付則2〔4〕による。
- (2) M.F.J. 認証マークが貼付されていない公認ヘルメットを使用しているものについては100円のペナルティを課す。

〔13〕 当日選手受付

- (1) 当日選手受付の時間および場所は、公式通知に示される。
- (2) 定められた時間内に、必ずライダー本人が出頭し、運転免許証、MFJ競技ライセンス、健康保険証(日本GP大会においては更に、健康診断書)を、参加受理書と共に提示し、当日の資格を判定されなければならない。
- (3) 当該運転免許証を所持していない者は、原則として出場を認められない。
- (4) MFJ競技ライセンスを提示できない者は、理由の如何を問わずペナルティ料金(500円)を支払い、更にその場でMFJ登録料、ライセンス料を支払い仮登録しなければならない。

モトクロス

尚、後日MFJ事務局において二重登録と判明した場合には、仮登録の料金は全額本人宛返還される。

〔14〕 車輛検査

- (1) 全てのレーサーは、国内競技規則に基づいた車輛検査を受けなければならない。
- (2) 車輛検査は、大会タイムスケジュールに従って、パドック内の車輛検査区域において行われる。
- (3) ライダーは、大会タイムスケジュールに示された時間内に、必ずライダー本人が車輛を持参し車輛検査を受けなければならない。これ以後の検査は大会審査委員会が、不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行われぬ。
- (4) 車輛検査への持込台数は1クラスにつき、ノービス(地方大会)ジュニア、エキスパート・ジュニア部門のライダーは1台に限定、セニア部門のライダーは制限を設けない。
- (5) 車輛検査において、規則または安全上参加が不適当と判定されたレーサーは、公式予選を含む一切の走行を認められない。
- (6) 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時検査を行なうことがある。

〔15〕 ライダーの変更

- (1) ライダーの変更は総則〔15〕による。
- (2) 但し、出場受付終了以前に、申請することとし、手数料5,000円を添付しなければならない。

〔16〕 レーサーの変更

- (1) レーサーの変更は総則〔15〕による。
- (2) 但し、出場受付終了以前に、申請することとし、手数料5,000円を添付しなければならない。
- (3) クラスの変更は一切認められない。
- (4) 2ヒート・システムの場合、1ヒート目と2ヒート目のレーサーの変更は認められない。

〔17〕 部品の変更

エンジン・アッセンブリーの変更は認められない。

〔18〕 自由練習および公式練習

- (1) 大会前に練習日があるか否かは公式通知に示される。
- (2) 練習日がある場合は、日程、タイムスケジュール等の明細が示される。

〔19〕 公式予選

- (1) そのクラスの出場申込台数が規定の同時出走最多台数(30台)を大きく越えた場合、決勝進出者決定のための公式予選を行なう。

- (2) 公式予選の有無、周回数、決勝進出者数、その他の詳細は公式通知又はプログラム等に示される。
- (3) 公式予選の組分けは公式練習終了後に発表される。
- (4) 公式予選といえども、レースの各規定が適用される。

〔20〕 スタート

- (1) スタートは、付則2〔6〕による。
- (2) 同時出走最多台数は、原則として30台とする。
- (3) 決勝スタート位置は抽選で自由選択するものとする。
- (4) エンジンのウォーミングアップは主催者の指示する時間内だけで行われなければならない。
- (5) ウォーミングアップ以後、スタート係によってスタートのためのエンジン始動の合図がなされた後は、(キックスタートの場合は、エンジン停止の合図がなされた後)ライダーからタイムのサインがあっても、スタート係はこれを考慮しない。

〔21〕 レース

- (1) レース中の禁止行為は、総則〔17〕Iおよび付則2〔6〕IVによる。
- (2) レース中、業務執行中の役員及び定められたピットエリア内にいる担当のメカニック以外の者は、一切レーサーに触れてはならない。
- (3) ピットエリア内でレーサーの整備などを行えるメカニックは1名に限られ、他のメカニックは如何なる場所において如何なる直接的援助もすることはできない。
- (4) レース中、消音器またはエキスパンションチャンパンがはずれた場合は、当該ライダーに対して黒旗が示され、ピットインし、修理の後、審判長の許可を得た上で再走が許される。

〔22〕 レース中の合図

- (1) レース中の合図は総則〔17〕IIによる。
特にモトクロスで使用されるのは1) 2) 3) 6) 7) 8) 9)の旗である。
- (2) 競技内容に示されている規定の時間を経過した後、トップ走者がゴール地点に現われた時点から、残り周回数を示す合図が出される。

〔23〕 レース終了

レースの終了は付則2〔6〕Vによる。

〔24〕 優賞者、入賞者

- (1) 入賞者は、チェッカーを受けた者の中から周回数が多い順に選ばれる。
- (2) 周回数の場合は、ゴールラインの通過順位による。

〔25〕 入賞車の検査



- レース終了後、入賞となったレーサーは、直ちに車検員によって、決められた区域内に管理され、暫定結果発表後30分以上保管され、必要に応じて検査される。
- (2) 入賞車は車輻重量および騒音が測定され、規定を満たしていないレーサーは失格となる。

〔26〕 レース中の違反行為に対する罰則

レース中の違反行為については、競技総監督ならびに大会審査委員会の権限において、下記の罰則を課せられることがある。

- (1) 故意に走路を妨害した場合、失格とする。
- (2) レース中に他の援助を受けた場合、失格とする。
- (3) コース上で逆走した場合、失格とする。
- (4) コース審判により示された信号旗に従わなかった場合失格とする。
- (5) 1度コース外に出て他の所より再びレースに復帰した場合失格とする。
- (6) ウォーミングアップ中止後、エンジンを始動させた場合、1周減算とする。
- (7) フライングスタートした場合1周減算とする。

〔27〕 レースおよび大会の延期中止等

- (1) 大会は本規則に発表した日程から変更または延期されることはない。
- (2) レースおよび大会は、特別な理由がない限り、打ち切ったり、中止したりされない。
- (3) 大会審査委員が、特別な理由によってレースのいずれかまたは大会そのものを中止しなければならないと判断した場合に限り、レースまたは大会を中止できる。
- (4) レースまたは大会を中止した場合、大会審査委員会がその理由を明示し、参加者が支払った参加料（共済費を含む）が返還されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。

〔28〕 抗議

- (1) 抗議は、総則〔22〕による。
- (2) 車輻の分解検査に要した費用はその抗議が不成立の場合には抗議提出者、成立した場合には抗議対象者が支払わねばならない。この車輻の分解等に要した費用は検査長が算定するものとする。

〔29〕 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

〔30〕 公式通知、タイムスケジュール

公式通知および詳細なタイムスケジュールは、申込締切後発送される。

〔31〕 本規則の違反・裁定

本規則に対する違反は、すべて、大会審査委員会が決定し、罰則が適用される。裁定後はいかなる理由といえども従わなければならない。

〔32〕 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、事務局あて質議申立てができる。尚、この解答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

〔33〕 本規則の施行

本規則は出場申込受付日より有効となる。
尚、本規則に示されていない事項は、MF J国内競技規則による。

昭和50年2月1日
大会事務局長

モトクロス

★MFJ選手共済組合制度

掛 金	600円	1名1大会
支 払 額	1日500円	500円×全治日数
支 払 期 限	4ヶ月	500円×120日
最高限度額	100万円	死亡・不具廃疾
適用期間	大会当日のレース中（公式練習・公式予選を含む）	

支払請求
必要書類

(MFJ指定)

- ① 傷害程度を証明する医師の診断書
- ② 主催者の事故証明

※

※

★2ヒート・システム

(2回戦方式)の競技方法

- (1) 競技が2回戦(2ヒート)で行われる場合、各回戦とも30分+2周で行われる。
- (2) 各ヒートごとに次に記す得点が与えられる。
1位1点、2位2点、3位3点、4位4点……20位20点……以下略……
- (3) 2回戦方式の最終順位決定は、①合計得点の少ないもの、②合計周回数の多いもの、③着順上位のあるもの、④2ヒート目の成績に従っておこなわれる。
- (4) 1ヒート終了後、すべての出走車輛は封印される。尚、封印された部品以外のものの交換は許される。

MFJ公認ヘルメット(JIS T-8133-2種以上)

(ロードレース、モトクロス用)

新井広武	クノー工業	駒ミネオートセンター	昭栄化工	日立花自動車用品	日栄プラスチック	マルシン工業
R-1A	KH-25	JS-1	H-1	(申請中)	CX-300	M-38
S-1Z	KH-35	VX-1	SHF	カスタム	CX-300P	M-56
R-5	KH-39	KS-10	SR-1	GT750	CX-320	M-52
R-6		BD-201	SR-X7	GT200	CX-500	M-500
R-7		HL-703	SR-Z	GT-1	CX-700	
R-7G			new-GV	~	CX-600P	
RS-1			GA	GT-5	BX-400P	
RX-7			GS	GT100	BX-800P	
			DV			
			ST-Z			
			SX			
			H2			
			RC1			
			RC2			



普及型ヘルメット規格品

(モトクロス用)

新井広武	マルシン工業
R-1B	M-350
R-2	
R-10	
R-16	
RS-10	
RX-17	
US-17	

トライアル目次

[1] 適用の範囲	40	[9] 練習	41
[2] トライアル (オブザーベーション・トライアル)	40	[10] サインオン・サインオフ	41
[3] 出場申請	40	[11] 競技の進行	41
[4] ライダーの服装	41	[12] ヘルメットの着用	42
[5] 競技カーナンバー ナンバープレート	41	[13] ヘルメットの定義	42
[6] キックイン	41	[14] 競技器具	42
[7] コース	41	[15] 同点者の判定	42
[8] タイムキーピング	41	[16] 罰則	42
		[17] 抗議	42

MF J国内競技規則

付則3 トライアル規則

[1] 適用の範囲

以下に記す規則は総則と共に全てのトライアル競技会に適用される。

[2] トライアル

(オブザーベーション・トライアル)

オブザーベーション・トライアルとは、自然の地形に設定された条件(セクション、コース)に、多数のライダーが規定された1日または2日以上大会期間中に挑み、繰返の確実性とタイムキーピングにより結果が表わされる競技である。

[3] 出場車輛

出場車輛は下記の改造の限度と仕様を満し、安全上完全に整備されているものでなければならない。

なお、改造されて形式が判明できないような車輛は出場することができない。

I. 競技が一般公道を使用する場合の

車輛の改造限度

出場車輛は、運輸省認定車で、車輛保安基準に合致し、一般公道を走れる状態のものでなければならない。

ナンバープレート、ライト、スピードメーター、クラクション、フラッシュランプ、バックミラー、ブレーキランプ、消音器等の保安部品を装着していなければならない。尚、ガラス類には飛散防止を施さねばならない。

II. 競技が一般公道を使用しない場合の

車輛の改造限度

§ 1. セニア、エキスパート部門

- (1) 車種、改造仕上げ、調整ともに自由である。但し、危険とみなされる改造を施してはならない。
- (2) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- (3) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、80db(A)以下でなければならない。

MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

—	~	90cc	6,000rpm
91cc	~	125cc	5,500rpm
126cc	~	250cc	5,000rpm
251cc	~	500cc	4,500rpm

501cc ~ — 4,000rpm

※ セニア部門は1976年以降に設置され、上記規定が適用される。

§ 2. ジュニア、ノービス部門

- (1) 下記各項に規定されている事項を除き、改造仕上げ、調整ともに自由である。但し、危険とみなされる改造を施してはならない。
- (2) 出場車輛は、工場レーサーを除く一般生産型モーターサイクルで、MFJが公認したものでなければならない。その銘柄、型式の詳細は公示に示される。
- (3) チタン合金を素材とし、これを加工して製造された部品の使用は禁止される。
- (4) 騒音はFIM方式に基づいたMFJ方式による測定方法で、80db(A)以下でなければならない。MFJ方式とは、排気管後方位15m、地上1.2mの位置にマイクロフォンを設置し、排気量別に下記の回転数でエンジンを回転させている時の静止騒音を測定する方法をいう。

—	~	90cc	6,000rpm
91cc	~	125cc	5,500rpm
126cc	~	250cc	5,000rpm
251cc	~	500cc	4,500rpm
501cc	~	—	4,000rpm

III. 出場車輛の仕様

- (1) 排気管および消音器
排気管および消音器は規定の騒音規制値を満足していなければならない。
- (2) タイヤ
1) タイヤはMFJに市販届出申請を行ない承認されたものでなければならない。
2) タイヤにチェーン、スパイク等を加工装備してはならない。
3) モトクロス用タイヤを使用してはならない。
- (3) クラッチ、ブレーキレバーおよびペダル
1) クラッチレバーおよびブレーキレバーはその末端が直径19mm以上の球状に作られ、容易にとれるものであってはならない。
2) ブレーキペダルおよびギヤシフトレバーの位置は自由である。但し、その先端は安全上丸められていなければならない。
- (4) ブレーキ
前後輪にそれぞれ独立した有効なブレーキを備えていなければならない。
- (5) フェンダー
前後輪には有効なフェンダーが装備されていなければならない。
- (6) 他のライダーに迷惑をおよぼすような構造をしてはならない。

[4] ライダーの服装

競技中、ライダーは安全上下記の服装を着用しなければならない。

服装は競技中ライダーの身体の安全を確保し、操縦技術を妨げるものであってはならない。

- (1) 服装は、下半身は長ズボン、上半身は長袖とする。
- (2) 手袋および足首以上を保護する突出部品のない革（またはゴム）靴を着用しなければならない。
- (3) ヘルメットは、練習、競技中を問わず、乗車の際には必ず着用しなければならない。ヘルメットは、MFJ普及型ヘルメット規格以上の性能を有するものが望ましい。MFJの公認したヘルメットには、MFJ認証マークが貼付されている。

[5] 競技ナンバーおよびナンバープレート

- (1) 競技ナンバーは主催者によって定められる。
- (2) 主催者によって定められた競技ナンバーは、車輛の前部に装着しなければならない。
- (3) 一般公道を使用しない場合は、下図に示す寸法のナンバープレートを装着しなければならない。
- (4) ナンバープレートの色分けは次の通りである。

ノービス部門	白地に黒文字	
ジュニア部門	黄地に黒文字	
エキスパート部門	黒地に白文字	
セニア部門	赤地に白文字	

[第13図 ナンバープレート]

[6] セクション

- (1) セクションの表示

セクションは次のセクションカードおよびテープで設定される。

- ① 入口

右側	赤地にセクションナンバー
左側	青地に“Section Begins”または“IN”
- ② 途中

右側	赤いカード
左側	青いカード
- ③ 出口

右側	赤地にセクションナンバー
左側	青地に“Section Ends”または“OUT”
- ④ テープ

テープが使用されるのは、迂回禁止を示す場合であり、同じ側のカードとカードを結ぶ線の外側50cmのところ、白またはその側と同じ色のテープが地面に引かれる。

- (2) 採点区間

セクションにおける採点は、車輛の最前端部がセクションのカードを過ぎた時点から開始され、車輛の最後端部がセクション出口のカードを過ぎた時点で終了

する。

[7] コース

コースは次のコースマークが設定される。

- ① 右折(ターンライト) 赤いカードに“R”の黒字
- ② 左折(ターンレフト) 青いカードに“L”の黒字
- ③ 直進(ストレート・オン)

白いカードに“S・O”の黒字

- ④ 一般公道を使用する場合は、上記カードの他に、交差点の手前50mに進行方向を予告するカードが設定される。

[8] タイムキーピング

- (1) ライダーは、あらかじめ抽籤で決められた順序により、1分間隔でスタートする。
決められたスタート時刻に遅れたライダーに対してはペナルティが課せられ、20分以上遅れた場合は失格となり、スタートすることができなくなる。
- (2) コース走行時の平均時速は20km/h以下とする。
- (3) ライダーには全コースを走破するための時間が与えられ、これに遅れてゴールしたライダーに対してはペナルティが課せられる。
- (4) 全コースを走り終えたライダーはゴール地点でチェッカーを受け、タイムチェックを受けなければならない。決められた持時間をオーバーしてゴールしたライダーに対してはペナルティが課せられ、特別規則に示された規定時間までにゴールしないライダーは全員リタイアとみなされる。

[9] 練習

コースおよびセクションのいかなる場所においても練習は禁止される。これに違反した者は失格とする。

[10] サインオン、サインオフ

ライダーは各自のスタート前迄に、主催者の指示する採点表にサインオンしなければならない。競技終了後、採点表を確認してサインオフしなければならない。

これを行わないライダーはリタイアとみなされる。

[11] 競技の進行

- (1) スタートの合図を受けて初めてエンジンを始動させることができる。
- (2) タイムキーピングを採用した場合、各セクションへのライダーの進入順序は自由であるが、オブザーバーによって指示された場合はこれに従わなければならない。
- (3) 原則として、セクション間の移動はコースマークに従って行なわなければならない。

トライアル

- (4) ライダーはセクションに入る準備ができ次第、手を上げてオブザーバーに合図しなければならない。
- (5) オブザーバーの指示により、速かにセクションに入らなければならない。
- (6) セクション内でフルペナルティ（減点5点）を受けたライダーは、速かにセクションより車輻を移動させなければならない。
- (7) セクション内でライダーは一切の援助を受けてはならない。但し、フルペナルティを受けたライダーを除く。
- (8) 競技中、車輻の整備はライダー自身で行なわなければならない。これに違反した場合は失格となる。
- (9) 車輻の故障等の理由で競技続行が不可能な場合は、速かにオブザーバーに申し出なければならない。
- (10) 競技中、事故を起した場合は、すみやかに役員に申し出なければならない。

[12] ペナルティ

- (1) セクションにおける採点は0-1-3-5-10方式を採用する。

クリーン	0点
足つき1回	1点減点
足つき2回以上	3点減点
失敗	5点減点
放棄	10点減点

- (2) タイムキーピングによるペナルティは次の通り課せられる。

スタートの遅れ1分につき	1点減点
予定されたスタート時間に20分以上遅れた場合	失格
最終タイムチェックの遅れ1分につき	$\frac{1}{10}$ 点減点

- (3) ライダーの不適切な行為に対するペナルティは次の通り課せられる。

役員に対する不適当な態度	100点減点
セクションにおいて役員 の指示に従わなかった場合	10点減点
定められたコースを不適当 にカットした場合	50点減点

[13] ペナルティの定義

セクションにおけるペナルティの定義は次の通りとする

- (1) 足つき
 - ライダーの身体のどの部分でも地面に接触した場合
 - 車輻およびライダーのどの部分でも、立木、岩または土の壁面等の障害物に接触した場合
 - 車輻およびライダーのどの部分でも、セクションを表示するものに接触した場合（但し、接触による位

置の移動がない場合)

(2) 失 敗

- 停止 前輪が前進を止めた場合。但し、足をつかなかつた場合は停止としない。
 - 転倒 ライダーが支えなくても、それ以上車輻が姿勢を変えない状態になった場合
 - 両足同時接地 両足を同時に地面に着いた場合。
 - クロス ライダー自身の車輻のわだちに再び触れたり、これを踏みつけたり、越えたりした場合。
 - セクションを表示するものを破損または移動させた場合
 - セクション・アウト 車輻の前輪・後輪のいずれか一方でもセクションを表示するものの外側を通過した場合。車輻またはライダーがセクションを表示するものを踏みつけた場合。セクションテープを使用している場所で、これをまたいで足をついた場合。
 - 援助 第三者の援助を受けた場合
- (3) 放 棄
 - セクションを走行しなかった場合

[14] 競技結果

- (1) 総減点数の少ないものから順位を定める。
- (2) ワンディトライアルの場合は、原則として当日の競技結果を発表を公式とする。
- (3) 2日間以上にわたって競技が行なわれる場合は、競技終了日より一週間以内に公式結果が発表される。

[15] 同点者の判定

- (1) 同点者の判定は次の判定順序に従って行なう。
 - ① クリーンの数の多い者を上位とする。
 - ② 1点減点の多い者を上位とする。
 - ③ 3点減点の多い者を上位とする。
 - ④ タイムキーピングによるペナルティの少ない者を上位とする。
 - ⑤ 以上によって決定できない場合は同位とする。
- (2) 主催者の権限によりスペシャルテスト等で判定する場合もある。

[16] 賞 典

原則として次の通り賞を定める。

- ・ベストパフォーマンス(B・P) 出場者中最も減点の少ない者
- ・ランナーアップ(R・U) 二番目に減点の少ない者
- ・ファーストクラス B・P, R・Uを含む上位20%の者
- ・セコンドクラス 次の10%の者

[17] 抗 議

競技結果に対するいかなる抗議も受けられない。

トライアル

'75チャンピオンシップシリーズ特別規則



(このチャンピオンとなった近藤清典選手の実レーシング)

目次

[1] 開催競技会の名称、主催、 開催場所、日程.....44	[8] 参加受理.....45
[2] 開催種目.....45	[9] 賞およびポイント.....45
[3] 競技内容.....45	[10] 当日選手受付.....46
[4] 参加定員.....45	[11] スタート順位.....46
[5] 参加資格.....45	[12] ゴール.....46
[6] 大会出場申込.....45	[13] 車輛保管.....46
[7] 出場料およびMFJ選手共済組合費.....45	[14] 運営実行組織.....46
	[15] 公式通知、タイムスケジュール.....46
	[16] 本規則の違反・裁定.....46
	[17] 本規則の解釈.....46
	[18] 本規則の施行.....46

'75
特別競技規則

本競技会は、日本モーターサイクル協会（MFJ）公認のもとに、国際モーターサイクル連盟（FIM）の国際スポーツ憲章、FIM競技規則に基づいたMFJ国内競技規則ならびにそれに準拠した本競技会特別競技規則に従い開催される

〔1〕 開催競技会の名称、主催、開催場所、日程

大会名称	主催・開催場所	日 程
トライアルチャンピオン シップシリーズ第1戦 関東トライアル大会	東京オブザーバーズユニオン 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 大盛ビルMFJ内 Tel. 03(561)8566 早戸川トライアル場 神奈川県津久井郡津久井町鳥屋	1月19日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 16：00 表彰式 (関東選手権トライアル第1戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ第2戦 中部トライアル大会	鈴鹿トライアルメイツ 〒513 三重県鈴鹿市平田町 小林商会内 Tel. 0593(78)0032 鈴鹿サーキットトライアル場 三重県鈴鹿市稲生町	2月23日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 13：00 午後スタート 16：00 表彰式 (中部選手権トライアル第2戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ第3戦 関西トライアル大会	MFJ関西トライアル委員会 〒612 京都市伏見区下三栢辻堂町68 精野モーターサイクル内 フライング・ドルフィン Tel. 075(622)0225 亀岡トライアル場 京都府亀岡市本梅西加舎大畑	3月30日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 13：00 午後スタート 16：00 表彰式 (関西トライアル選手権第2戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ第4戦 関東トライアル大会	MFJ東京トライアル委員会 〒108 東京都港区港南3-3-10 東京都軽自動車協会内 Tel. 03(472)6241 トミナガオートランド 東京都稲城市	4月27日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 13：00 午後スタート 16：00 表彰式 (関東選手権トライアル第4戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ第5戦 東北トライアル大会	MFJ宮城県トライアル委員会 〒982 仙台市郡山字町31 今野輪業商会内 Tel. 0222(48)8245 人來田トライアル場 宮城県	5月11日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 13：00 午後スタート 16：00 表彰式 (宮城県トライアル選手権第2戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ第5戦 中部トライアル大会	名古屋トライアルクラブ 〒470-01 愛知県愛知郡東郷町諸輪字 東脇59-99 鈴木唯一氣付 Tel. 05613(8)0736 田光トライアルランド 三重県三重郡菟野町	9月28日（日） 8：00 選手受付、車輛検査 9：00 午前スタート 13：00 午後スタート 16：00 表彰式 (中部選手権トライアル最終戦と併催)

'75・チャンピオンシップシリーズ特別規則

大会名称	主催・開催場所	日 程
トライアルチャンピオン シップシリーズ第7戦 関西トライアル大会	MFJ関西トライアル委員会 〒641 和歌山市杭ノ瀬301 瀬村俊弘気付 和歌山トライアルクラブ Tel. 0734(71)7468 紀の川トライアル場 和歌山県那賀郡那賀町名手紀の川北岸	10月26日(日) 8:00 選手受付, 車輛検査 9:00 午前スタート 13:00 午後スタート 16:00 表彰式 (関西トライアル選手権最終戦と併催)
トライアルチャンピオン シップシリーズ最終戦 第3回全日本 トライアル選手権大会	日本モーターサイクル協会 〒104 東京都中央区銀座1-9-12 大盛ビル内 Tel. 03(561)8566 未 定	11月23日(日) 7:00 選手受付, 車輛検査 8:00 開会式 8:30 午前スタート 12:00 午後スタート 15:30 表彰式 (ジュニア部門は各地方選抜出場)

〔2〕 開催種目

オブザーベーション・トライアル
エキスパート部門

(但し, 第1戦~第7戦は地方選手権等と併催のため,
ジュニアまたはノービス部門と併催となる)

〔3〕 競技内容

20~30セクション
(2ラップ・システムで行なう場合もある)
詳しくは公式通知に示す。

〔4〕 参加定員

特に定員を定めませんが, 併催部門については主催者の判定により, 受け付けが制限される場合がある。

〔5〕 参加資格

(1) MFJ国内競技規則, 総則〔5〕に合致していなければならない。

第3回全日本トライアル選手権大会の参加資格は次の通りとする。

ジュニア部門	各地方選手権ランキング上位 15位迄の者
エキスパート部門	自由参加

〔6〕 大会出場申込

- (1) 申込受付期間 開始 大会20日前
締切 大会10日前(消印有効)
但し, 第3回全日本大会の場合は
開始 10月20日(月)
締切 10月31日(金)消印有効
- (2) 申込場所 申込場所は各主催者住所とする。
- (3) 出場申込

① 各部門とも所定の申込書に必要な事項を全て記入の上, 出場料およびMFJ選手共済組合費(通称MFJ保険)を添えて提出しなければならない。

② 郵送の場合は現金書留とし, 締切当日の消印のあるものまでが有効となる。

③ 締切日以後の申込みおよび電話による申込みは一切受け付けない。

〔7〕 出場料および

MFJ選手共済組合費

出場料(全日本を除く)	1,600円
(第3回全日本)	2,600円
MFJ選手共済組合費	400円

〔8〕 参加受理

- (1) 必要事項の全てが明記された出場申込書, 必要金額が大会事務局に受理された時点で, 参加受理書が発送される。
- (2) 一旦受理された参加料(共済費を含む)はいかなる理由があっても返還されない。公式予選を通過しなかったものも同様である。
- (3) 大会が中止された場合, 参加が拒否された場合(申込者が必要な手続を怠った場合はこれには合てはまらない)にのみ参加料(保険料を含む)が返還される。

〔9〕 賞およびポイント

- (1) 次の賞が授与される。
 - ① ベストパフォーマンス(BP)ランナーアップ(RU)ファーストクラス(FC)セコンドクラス(SC)
 - ② 特別賞
 - ③ 参加賞
 賞の詳細については, 公式通知に示される。
- (2) 第3回全日本大会においては, 更に次の賞が授与され

トライアル

る。

- ① 最優秀グループ賞
- ② 最優秀ブロック賞
- (3) 第3回全日本大会における賞の規定
 - ① 最優秀グループ賞は、MFJ公認グループで、そのグループの全入賞者の得点を合計し、最多得点を獲得したグループに授与される。
 - ② 最優秀グループ賞および最優秀地方本部賞の得点は、BP10点、RU5点、FC3点、SC1点とする。
- (4) ポイント 全日本ランキングのためのポイントは次に示す通りである。

1位	15点	2位	12点	3位	10点	4位	8点
5位	6点	6位	5点	7位	4点	8位	3点
9位	2点	10位	1点				

但し、第3回全日本大会については、上記ポイントに3点加算される。
- (5) 賞およびポイントの制限
出走者が20名に満たない場合、次の通りポイントを制限する。

出走台数	ポイント	出走台数	ポイント
18~19台	9位迄	8~9台	4位迄
16~17台	8位迄	6~7台	3位迄
14~15台	7位迄	4~5台	2位迄
12~13台	6位迄	3台	1位のみ
10~11台	5位迄	3台未満	不成立

[10] 当日選手受付

- (1) 当日選手受付の時間および場所は、公式通知に示される。
- (2) 定められた時間内に、必ずライダー本人が出頭し、運転免許証、MFJ競技ライセンス、健康保険証を、参加



受理書と共に提示し、当日の資格を判定されなければならない。

- (3) 当該運転免許証を所持していない者は、原則として出場を認められない。

[11] スタート順位

スタート順位は主催者が抽選によって定める。

[12] ゴール

予定されたゴール時間に20分以上遅れた場合は失格とする。

[13] 車輛保管

車輛検査後スタートまで、およびゴール後主催者から保管解除の通知があるまでは車輛は指定された区域に保管されなければならない。

[14] 運営実行組織

大会運営・実行組織は公式プログラムまたは公式通知に示される。

[15] 公式通知、タイムスケジュール

公式通知および詳細なタイムスケジュールは、申込締切後発送される。

[16] 本規則の違反・裁定

本規則に対する違反は、すべて、大会審査委員会（またはチーフオブザーバー）が決定し、罰則が適用される。裁定後はいかなる理由といえども従わなければならない。

[17] 本規則の解釈

本規則および競技に関する疑義は、事務局あて質議申立てができる。尚、この解答は大会審査委員会（またはチーフオブザーバー）の決定を最終的なものとする。

[18] 本規則の施行

本規則は出場申込受付日より有効となる。

尚、本規則に示されていない事項は、MFJ国内競技規則による。

昭和50年2月1日
大会事務局長

付 録

'75 全日本選手権大会特別規則



目 次

'75MF J 公認車輛(No.1).....	48	'75・ゼッケン・ナンバー (モトクロス部門).....	52
'75MF J 公認車輛(No.2).....	49	'75・ゼッケン・ナンバー (トライアル部門).....	52
'75MF J 公認車輛(輸入車輛).....	49	全日本ランキング順位 決定の方法.....	53
'75MF J 公認部品.....	49	最優秀選手選考基準.....	53
'75MF J 全国スポーツ組織.....	50		
'75・ゼッケンナンバー (ロードレース部門).....	51		

'75M.F.J.公認車輛 (No.1)

	川崎重工業(株)	鈴木自動車工業(株)	本田技研工業(株)	ヤマハ発動機(株)
90 cc	カワサキGA4 (トールボス90TR) カワサキM11 カワサキ90G1L カワサキ90GA1(90S) カワサキ90GA2 (90SS) カワサキ90GA3 (90SSS) カワサキG8T カワサキG8S カワサキG6	スズキ70K40 スズキA90 スズキK90 スズキスポーツAS90 スズキスクランブラー AC90 スズキT90(ウルフ90) スズキTS90 (ハスラー-90) スズキTS904 スズキGA50 スズキTM75	ホンダCL65 ダックスホンダST70 ホンダCS90 ホンダCD90 ホンダSL90 ベンリイCL90K ベンリイCL90K ベンリイSL90 ベンリイCB90	ヤマハミニJT60(JT1) ヤマハメイトV70 (S, D, ES, ED) ヤマハメイトV90D (V90) ヤマハトール90HT1 ヤマハトールHT90 (HT-2) ヤマハトールDT90 (429) ヤマハトールスペシャル MX90(HT2-MJ) ヤマハトールスペシャル MX90(403) ヤマハトールMR50 ヤマハスポーツFX50 ヤマハスポーツRD50(481) ヤマハスポーツRD90(646) ヤマハトリアル TY50(354)
125 cc	カワサキB1-T カワサキ120C1 カワサキ120C2SS カワサキF6(125-TR) カワサキKX125	スズキK125(S10) スズキTC120 スズキT125 スズキT125-2 (ウルフ125) スズキTS125 (ハスラー-125) スズキTM125 スズキGT125	ベンリイCD125S ベンリイCL125 ベンリイCB125 ベンリイCB125S ホンダCD125 ホンダCD125K ホンダCL125K ホンダCB125 バイアルSTL125 エルシノアCR125M エルシノアMT125 エルシノアCR125M1 バイアルSTL125K2	ヤマハ125A7 ヤマハスポーツ 125AS1デラックス ヤマハスポーツ125AS2 ヤマハトール125AT1 ヤマハトールスペシャル MX125(AT2-MJ) ヤマハトールスペシャル MX125(401) ヤマハスポーツ RD125(404) ヤマハトールDT125(452) ヤマハYZ125(453) ヤマハTA125(A S3)
250 cc	カワサキ175B11L カワサキ175B11TL カワサキ250A1 カワサキF21M カワサキF8 (250-TR) カワサキF11 (250-TR) カワサキ250SS(S1) カワサキKX250 カワサキKT250	スズキT200 スズキTC200 スズキT250(T20) スズキTC250 スズキTS250 (ハスラー-250) スズキTS250-III (ハスラー-250) スズキTM250 スズキGT250B スズキRH250 スズキRL250L スズキトリアルRL250 スズキGT185	ホンダCL175 ホンダSL175 ホンダCB175 ホンダCL250 ホンダCB250 エルシノアCR250M エルシノアMT250 エルシノアCR250M1 ホンダTL250	ヤマハトールDT1 ヤマハトールDT250 (DT1) ヤマハトールDT250-R (DT1) ヤマハトールDT250 (DT1F) ヤマハトールスペシャル MX250(DT2-MR) ヤマハ250DS6 ヤマハスポーツDX250 (DS7) ヤマハスポーツ DX250PRO ヤマハロードレーサー TD3 ヤマハスポーツ RD250(361) ヤマハトールスペシャル MX250(364) ヤマハYZ250(431) ヤマハTZ250(430) ヤマハトリアル TY250J(461) ヤマハトールDT250 (450) ヤマハYZ250(483)

'75M.F.J.公認車輛 (No.2)

	川崎重工業(株)	鈴木自動車工業(株)	本田技研工業(株)	ヤマハ発動機(株)
350 cc	カワサキ350A7 カワサキ350SS(S2) カワサキF5(350-TR) カワサキS2T	スズキGT350(T350)	ホンダCL350 ホンダSL350 ホンダCB350	ヤマハトレール360RT1 ヤマハスポーツ350R1 ヤマハスポーツ350R3 ヤマハスポーツ RX350(R5) ヤマハスポーツ RX350PRO ヤマハロードレーサー TR3 ヤマハスポーツRD350 ヤマハTZ350(383)
500 ↓ 750 cc	カワサキ500KA (500SS) カワサキ650W1 カワサキ650W1 カワサキ750SS(H2) カワサキZ2 カワサキW3 カワサキH1 カワサキS3	スズキTM400 スズキTS400 (ハスラー400) スズキGT380 スズキGT380B スズキT500 スズキGT550B スズキGT750	ドリームCB450 ホンダCL450 ホンダCB450K1 ホンダCB500 ホンダCB750	ヤマハスポーツ 650XS1(S650) ヤマハトレールDT360 (446) ヤマハスポーツTX500 (371) ヤマハスポーツTX650 (447) ヤマハスポーツTX750 (341)

'75M.F.J.公認車輛 (輸入車輛)

	ハスクバーナ	ヤ	ワ
125cc	125CR		
250cc	250CR	(仮公認)	CZ250

'75M.F.J.公認部品

鈴木自動車工業(株)	TS50キットパーツ TS250IIIキットパーツ TS90キットパーツ TS125用5速ミッション TS125キットパーツ T500用5速ミッション TS904 オプションパーツ (含ミッション)	川崎重工業(株)	GAキットパーツ C2SSキットパーツ F6キットパーツ F8キットパーツ F11キットパーツ(ミッション含む) A1レーシングパーツ(ブレーキ) KA1レーシングパーツ(ブレーキ) KA2レーシングパーツ H2レーシングパーツ Z2用オイルクーラーアッセンブリ Z2用前輪右ディスクブレーキ
ヤマハ発動機(株)	AX125オプションパーツ DX250オプションパーツ RX350オプションパーツ MX250用ボディシリンダー MX90オプションパーツ MX125用シリンダー AX(TA)125(AS3)用6速ミッション	葦場工業(株)	フロントフォーク125MXF ガス封入式リヤク フロントフォーク250MXF ュッションユニット リヤクッションユニット C36080 SD-EE 125MXF C36085 SD-EE リヤクッションユニット C36090 SD-EE 250MXF C36095 SD-EE エヤサスペンション C36100 SD-EE 2510D-EE C36105 SD-EE
本田技研工業(株)	CB90キットパーツ CB125S用 CS90キットパーツ 6速ミッション CB250キットパーツ CB125フロントブレーキ CB350キットパーツ CB125リヤブレーキ CB750キットパーツ CR125M CB350用6速ミッション オプションパーツ	ホンダ(株)	チッソガス封入式リヤクッションユニット GX3-00-000 GX3-00-100

'75M.F.J.全国スポーツ組織

北海道地方			
MFJ北海道中央スポーツ委員会	佐藤秀幸	〒063 札幌市西区24軒1条7丁目35 北海道ヤマハ(株)内	011-641-2711
MFJ札幌スポーツ委員会	"	"	"
MFJ函館スポーツ委員会	谷口陽一郎	〒040 函館市の場町20番20号 函館軽自動車協会内	0138-51-1404
MFJ旭川スポーツ委員会	川尻隆康	〒070 旭川市1条通り5丁目右7号 細川商会内	0166-22-7301
MFJ帯広スポーツ委員会	相楽利雄	〒080 帯広市東1条南4丁目 帯広ホンダモーター(株)内	01552-3-8151
MFJ釧路スポーツ委員会	三浦 勇	〒084 釧路市鳥取大通5丁目13番5号 釧路軽自動車協会内	0154-23-5216
MFJ北見スポーツ委員会	山口信一	〒090 北見市三輪25番地 全国軽自動車協会北見地区事務所内	01572-4-6130
東北地方			
MFJ東北スポーツ委員会	斉藤三千雄	〒982 仙台市釣取上定31-5 仙台台パドック内	0222-44-1311
MFJ青森県スポーツ委員会	"	〒036 弘前市上土手町205 工藤自転車商会内	0172-25-5678
MFJ岩手県スポーツ委員会	山本昌三郎	〒020 盛岡市上堂1丁目3-32 岩手カワサキ販売(株)内	0196-24-0321
MFJ秋田県スポーツ委員会	佐藤道雄	〒010 秋田市高陽幸町16-16 秋田日光モータース内	0188-23-4211
MFJ山形県スポーツ委員会	吉田勝男	〒990 山形市大字江俣字裏田1436 山形県軽自動車協会内	0236-41-9343
MFJ福島県スポーツ委員会	高木徳政	〒963 福島県郡山市長者1-2-11 えびす第2ビル内	0249-33-6051
MFJ宮城県トライアル委員会	大友克人	〒982 仙台市郡山字町31 今野輪業商会内	0222-48-8245
関東地方			
MFJ関東スポーツ委員会	高山光一	〒108 東京都港区港南3-3-10 関東信越モーターサイクル協会	03-472-6241
MFJ東京都スポーツ委員会	"	"	"
MFJ神奈川県スポーツ委員会	加藤清丸	〒226 横浜市緑区池辺町中里前3575 神奈川県軽自動車協会内	045-931-4290
MFJ千葉県スポーツ委員会	八木 実	〒280 千葉市新港207 千葉県軽自動車協会内	0472-42-3321
MFJ茨城県スポーツ委員会	篠塚久元	〒310 水戸市住吉町307 茨城県軽自動車協会内	0292-47-5832
MFJ栃木県スポーツ委員会	松本栄太郎	〒320 宇都宮市西川田町東原1664-3 栃木県軽自動車協会内	0286-45-0958
MFJ群馬県スポーツ委員会	提 照幸	〒379-21 前橋市野中町稲荷下518 群馬県軽自動車協会内	0272-61-0505
MFJ山梨県スポーツ委員会	北篠栄三	〒406 東八代郡石和町唐柏791-1 山梨県軽自動車協会内	05526-2-7548
MFJ新潟県スポーツ委員会	丸山良男	〒950 新潟市出来島259 新潟県軽自動車協会内	0252-47-6286
MFJ長野県スポーツ委員会	秋山 広	〒390 長野県松本市出川町1643 秋山建設内	0263-25-1410
MFJ埼玉県スポーツ委員会	杉本時夫	〒330 大宮市吉野町2丁目222の10 埼玉スズキ販売(株)内	0486-63-5911
MFJ関東トライアル委員会	斉藤 猛	〒108 東京都港区港南3-3-10 関東信越モーターサイクル協会内	03-472-6241
MFJ東京トライアル委員会	高山光一	"	"
中部地方			
MFJ中日本スポーツ委員会		設立準備中	
MFJ北陸スポーツ委員会	斉藤正義	〒930 富山市藤木521-1 富山県軽自動車協会内	0764-24-6420
MFJ福井県スポーツ委員会	大西啓彦	〒910-37 福井市浅水町138字上植木11-2 福井県軽自動車協会内	0776-38-0558

75全日本選手権大会特別規則

M F J 愛知スポーツ委員会	島田 堯彦	〒455 名古屋市千区稲葉地町3丁目8番地	052-361-6898
M F J 中部トライアル委員会	鈴木 唯一	〒470-01 愛知県愛知郡東郷町諸輪字東脇59-99	05613-8-0736
関西地方			
M F J 関西スポーツ委員会	西海 義治	〒673 神戸市垂水区玉津町居住67-1 兵庫県軽自動車協会内	078-927-7701
M F J 関西トライアル委員会	山本 隆	〒675 兵庫県加古川市野口町良野261-3 山本レーシングサービス内	0794-23-2335
中国地方			
M F J 西日本スポーツ委員会	大野 弘雄	〒730 広島市松川町3-19	0822-61-8386
M F J 山口スポーツ委員会	山本 巧	〒740 岩国市東町2-16-52 岩国カワサキ自動車販売内	0827-21-1654
M F J 岡山スポーツ委員会	福岡 康男	〒710 倉敷市沖字中田8の1 東中国スズキ販売内	0864-24-1211
四国地方			
M F J 四国スポーツ委員会	武智 和夫	〒760 高松市福岡町4丁目14カワサキ西日本販売内	0878-51-8231
M F J 香川県スポーツ委員会	岡 義明	〒763 香川県丸亀市西本町326	08772-2-2921
M F J 四国トライアル委員会	花岡 義公	〒779-02 鳴門市大麻町板東字大林24-4	08868-9-1529
九州地方			
M F J 九州スポーツ委員会	鴨川 清志	〒822 直方市山部浦山744-5	092-77-5508

75・ゼッケン・ナンバー (No. 1)

ロードレース部門 (セニア, エキスパート・ジュニア)		
①高井幾次郎(ブレイメイトレーシング)	②④角谷 新一(ブルーヘルメットMSC)	⑤⑨高野 敏朗(結城レーシングチーム)
②河崎 裕之(ブレイメイトレーシング)	⑤⑨渡辺 富士夫(マックウエスタン)	⑩⑩上野 真一(T・レーシングスポーツ)
③③浅見 貞男(ワールドワイドMC)	⑥⑥和田 正宏(マックウエスタン)	⑪⑪鈴木 哲夫(木の実レーシング)
④④大脇 俊夫(ブレイメイトレーシング)	⑦⑦糟野 雅治(フライング・ドルフィン)	⑫⑫山崎 達衛(東希和レーシング)
⑤⑤莊 利光(個人)	⑧⑧里村 祥二(フライング・ドルフィン)	⑬⑬松岡 平八(浜松スポーツライダース)
⑥⑥毛利 良一(木の実レーシングチーム)	⑨⑨伊波 朝夫(フライング・ドルフィン)	⑭⑭館野 忠次郎(ブレイメイトレーシング)
⑦⑦内田 隆(T・レーシングスポーツ)	⑩⑩加藤 準(フライング・ドルフィン)	⑮⑮相沢 清(ブルーヘルメットMSC)
⑧⑧本橋 明泰(ワールドワイドMC)	⑪⑪大本 十生(木の実レーシングチーム)	⑯⑯林 和雄(C・レンジュポルト)
⑨⑨阿部 孝男(マウンテンライダース)	⑫⑫福井 才二(チーム船場)	⑰⑰大橋 富夫(フラワーレーシングC)
⑩⑩金谷 秀夫(木の実レーシングチーム)	⑬⑬徳野 正樹(神戸スーパースポーツ)	⑱⑱安田 孝夫(SSRT高取)
⑪⑪片山 敬清(木の実レーシングチーム)	⑭⑭輝井 樟(アラオカレーシング)	⑲⑲加藤 進(個人)
⑫⑫隅谷 守男(テクニカル・スポーツ)	⑮⑮阪本 裕介(T・レーシングスポーツ)	⑳⑳鍋田 正明(チームMSR)
⑬⑬清原 明彦(神戸スーパースポーツ)	⑯⑯岩道 博(岡山ユニオンRT)	㉑⑳小崎 誠(鈴鹿レーシングチーム)
⑭⑭安良岡 健(アラオカレーシング)	⑰⑰吉田 一夫(チームMSR)	㉒㉒西川 茂(浜松エスカルゴ)
⑮⑮加藤 昇平(オートルキーRC)	⑱⑱平野 領造(チームアトラクター)	㉓㉓木下 英治(チーム船場)
⑯⑯四方 英司(C・レンジュポルト)	⑳⑳佐藤 順造(ブレイメイトレーシング)	㉔㉔杉浦 音平(名城レーシングC)
㉑㉑根本 健(フライング・ドルフィン)	㉑㉑新田 茂(木の実レーシングチーム)	㉕㉕久保 信男(個人)
㉒㉒上田 公次(鈴鹿レーシングチーム)	㉒	㉖㉖野口 惣治(RG棟志郎)
㉓㉓青木 辰己(ブレイメイトレーシング)	㉓	㉗㉗山田 純(フライング・ドルフィン)
㉔㉔江崎 正(レーシングスポーツ)	㉔	㉘㉘野瀬 央樹(マックウエスタン)
	㉕	㉙㉙安藤 道男(チームアトラクター)
	㉖	㉚㉚西尾雄次郎(チーム船場)
	㉗	㉛㉛加藤 祐二(T・レーシングスポーツ)
	㉘	㉜㉜坪井 文夫(小田原キャッスル・R)
	㉙	㉝㉝小川 共之(アラオカレーシング)
	㉚	㉞㉞大河内盛夫(チームIVY)
	㉛	
	㉜	
	㉝	
	㉞	
	㉟	
	㊱	
	㊲	
	㊳	
	㊴	
	㊵	
	㊶	
	㊷	
	㊸	
	㊹	
	㊺	

全日本選手権ランキング 順位決定の方法

- (1) シリーズ戦の数の過半数の最少整数回数の得点の和の最も大なるものから順位を決定する。但し、30点未満の者はチャンピオンとはせずランキング2位となる。
- (2) (1)で同点となった場合、上位入賞回数が多いものが上位となる。
- (3) (2)で決定できない場合、同一レースの総計順位で決定する。
- (4) (3)で決定できない場合1又は、それ以上のレースの成績を加える。
- (5) (4)で決定できない場合、前年度のランキングによって決定する。但し、ランキング同位の場合は排気量の大小

きいクラスを優先する。

- (6) 以上で決定できない場合は資格審査委員会にて最終決定する。

最優秀選手選考基準

エキスパート・ジュニア、セニア部門から、下記の基準に基づいて、各1名の最優秀選手が選考される。

- (1) 各クラスのチャンピオン
- (2) 成績上位入賞合計回数の多いもの
- (3) 大排気量クラスのチャンピオン
- (4) 以上で決定できない場合は、資格審査委員会にて最終決定する。



この規則書は、日本小型自動車振興会
からオートレース公益資金の補助をうけ
て出版されたものです。

1975年版

M. F. J. 国内競技規則

昭和50年1月25日 印刷

昭和50年2月1日 発行

日本モーターサイクル協会

〒104 東京都中央区銀座1-9-12
大盛ビル

TEL 03 (561) 8566



プロ意識の結晶、トライアル専用マシン。

新発売 250-TX



- 安全走行を心がけよう!
- ヘルメットをかぶろう!
- 充分な定期点検整備を!

●今すぐカタログを請求すると70円切手をお送りください(明石)へ
川崎重工業株式会社・発動機事業本部 / カワサキオートバイ販売株式会社
〒673 兵庫県明石市川崎町1番1号 / 東京都港区新橋1丁目1番1号(日比谷ビル)



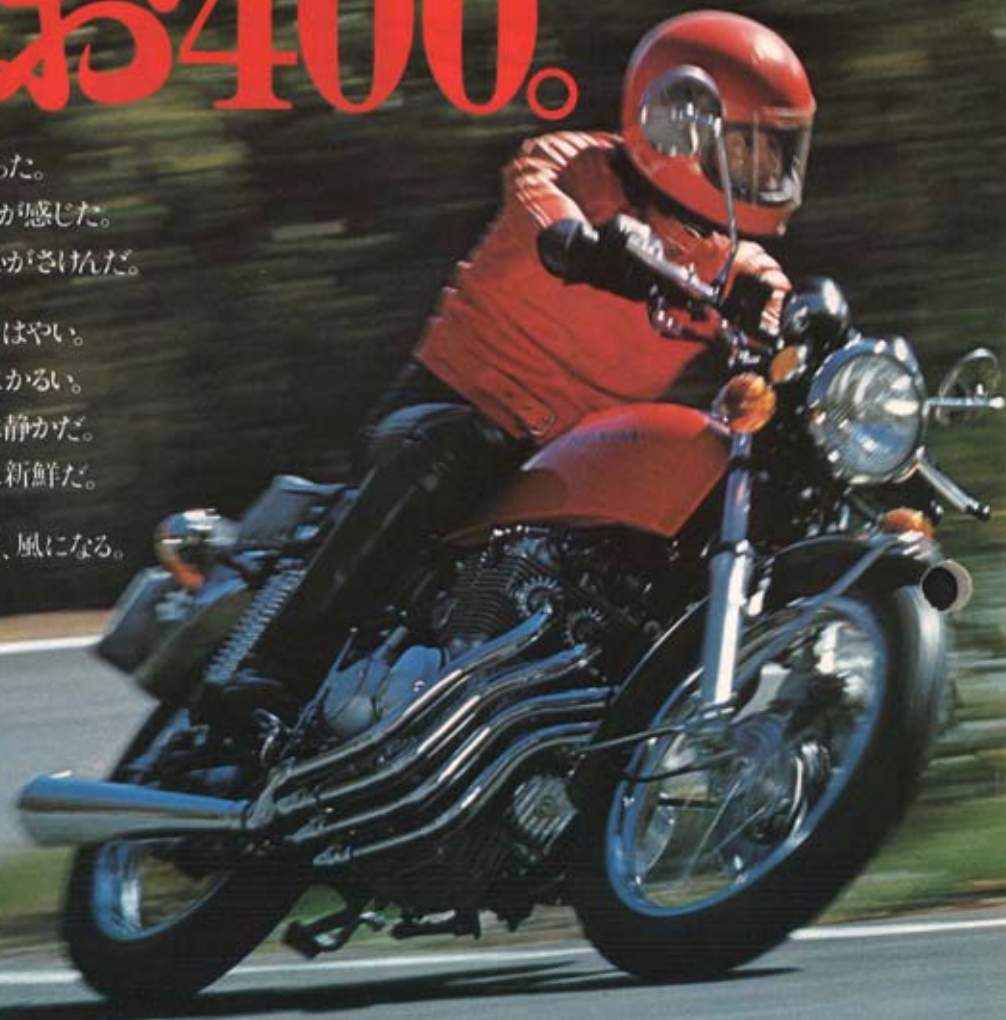
KAWASAKI 250-TXの主要諸元

全長	2015mm	エンジン	2ストローク単気筒 4バルブ	潤滑方式	スーパードライ	5速	0.785	(軸)	130×28mm
全高	1155mm	総排気量	246cc	エンジンオイル	2ストロークオイル	二次減速比	3.466(15/32)	キャスタ	63.5°
軸間距離	1305mm	内径×行程	69.5×64.9mm	キャブ	タニシ VM26SS	総減速比	8.888	トレール	79mm
軸底地上高	310mm	圧縮比	6.5	変速機構	常時噛合型 5速	ミッションオイル	1.27 SAE10W/30, 10W/40	懸架(前)	テレスコピックフォーク
空車重量	96kg	最高出力	16PS/6500rpm	クラッチ	湿式多板	型式	ダブルクレードル	懸架(後)	スイングアーム
		最大トルク	1.9kg-m/4000rpm	一次減速比	3.263	ブレーキ	ダブルディスク	前照灯	4V 35/35W
		始動方式	プッシュスタート	ギヤレシオ 1速	3.250	タイヤ(前)	2.75-21 4PR	尾灯/制動灯	4V 5.3/17W
		点火方式	C.D.I.	2速	2.466	(後)	4.00-18 4PR	懸性能	
		点火時期	23°/6000rpm 上死点前	ギヤレシオ 3速	1.833	ブレーキ(前)	120×28mm	最小回転半径	1.52m
		点火栓	NGK B-7HS	4速	1.217			燃料タンク容量	5.5ℓ
								オイルタンク容量	0.25ℓ

おおお400。

見た一瞬、胸が躍った。
 またがった時、身体が感じた。
 走りだしたとたん、心がさげんだ。

おまえは、風のようにはやい。
 おまえは、風のようにかるい。
 おまえは、風のように静かだ。
 おまえは、風のように新鮮だ。
 おまえに乗って、いま、風になる。



おまえは風だ。



SPECIFICATIONS

●4サイクルOHV4気筒4キャブ●408cc ●最高出力37 PS/8,500rpm ●最大トルク3.2kg-m/7,500rpm ●集合排気システム ●6段リターン実速 ●前輪油圧式ディスク ●標準現金価格 ¥ 327,000

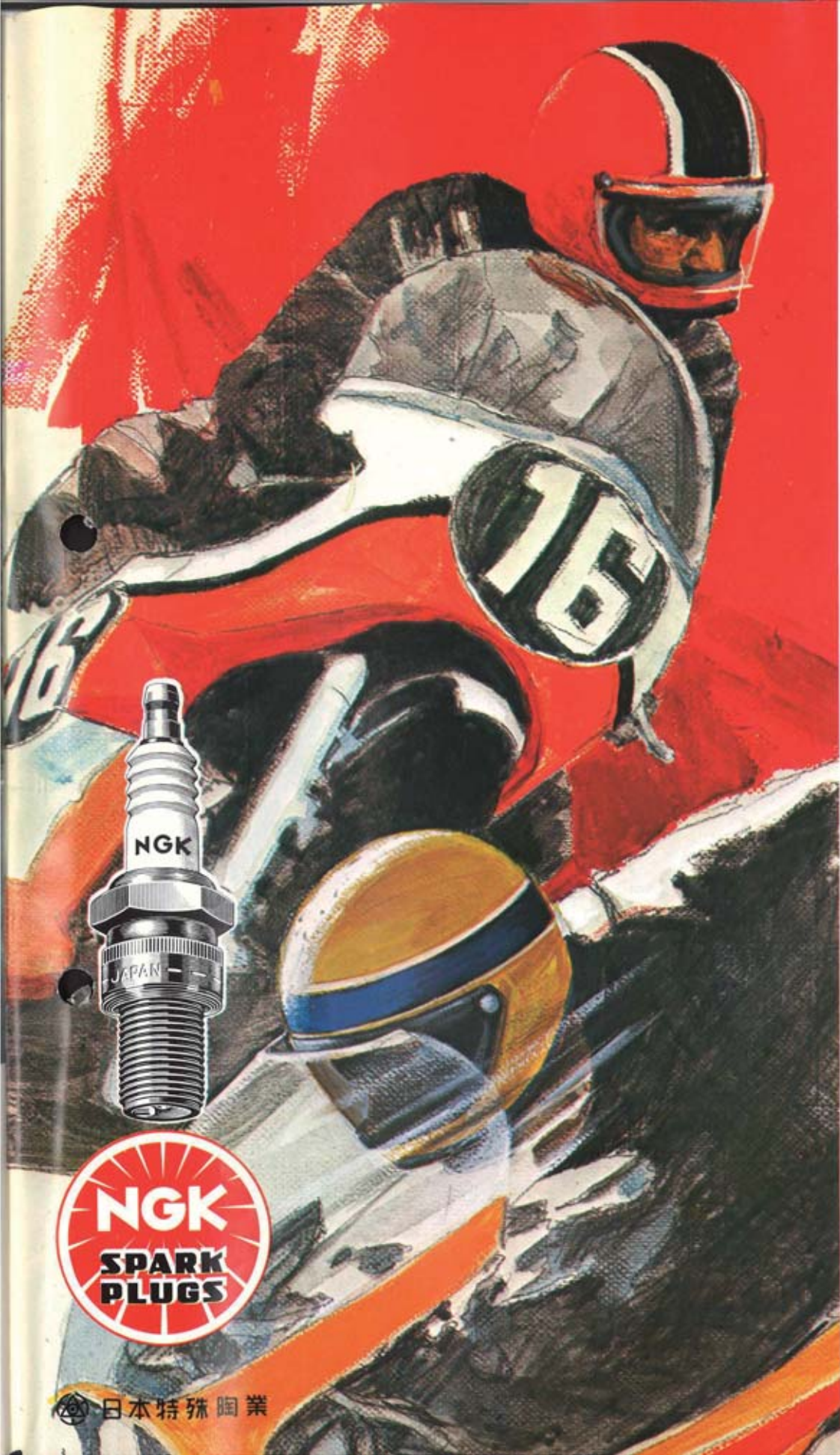
これは、モーターサイクルの新しいインプレッションです。風のようにはやく、かるく、そして静かなCB400FOUR。4気筒ならではのあの滑らかな加速を、さらに鮮やかに際立たせる4into1マフラーを装備。その排気音は、低くしかも心地よいサウンドです。フレキシブルなエンジンにマッチングする6段変速をはじめ、独特のセミフラットハンドル、細身のタンクシートのびたりときまるライディングポジションも魅力。お選びください。華麗なるロードスター、CB400FOURです。

ホンダ二輪車ご愛用のみなさまへ：昭和50年2月からレギュラーガソリンが無鉛化されますが、ホンダ車ご愛用のお客さまは、そのままでも無鉛ガソリンをご使用ください。お問い合わせはホンダ販売店、ホンダSFへどうぞ。



●ハンドルの実用はやはり、
 ●法定速度を守り、
 ●公道愛用を心がけ、
 ●安全運転を心がけ、
 ●正しい運転をしよう、
 ●正しい運転をしよう、

冴える。テクニク——**NGK**



 日本特殊陶業

